第2次古河市男女共同参画プラン令和7年度男女共同参画年次報告書

担当部署におけるプランの事業実施状況を把握し、その評価を行うことによって、プランの取り組み状況や効果を確認し、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進していきます。

◆令和6年度「第2次古河市男女共同参画プラン」実施状況

基本目標Ⅰ　互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立

計画目標1　男女共同参画・ダイバーシティ社会の視点に立った社会制度・慣行の見直し

（1）男女共同参画施策の総合的推進 …… 1

（2）性的マイノリティ等を含めた人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信 …… 1～2

計画目標2　男女共同参画を推進する教育と学習の充実

（1）学校・保育所等における男女共同参画を推進する教育と学習の充実 …… 2～3

（2）家庭・地域における男女共同参画を推進する教育と学習の充実 …… 4

計画目標3　ハラスメント等の暴力の根絶のための施策の推進

（1）家庭内等におけるあらゆる暴力の根絶 …… 5

（2）セクシュアルハラスメント防止対策の推進 …… 5

（3）被害者の保護や支援体制の充実 …… 5～6

基本目標Ⅱ　いきいきと働ける社会環境の整備

計画目標1　雇用の場における男女平等の実現

（1）ポジティブ・アクションによる男女の均等な機会の確保 …… 7

（2）各種法律・制度の周知及び関係機関との連携 …… 7

計画目標2　地方創生と多様な働き方を可能にする環境の整備

（1）農業・商工業等の自営業における働きやすい環境の整備 …… 8

（2）女性の継続就業の支援 …… 8

（3）多様な働き方を可能にする就業条件の整備 …… 9

計画目標3　働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

（1）仕事と生活の両立支援 …… 9

（2）仕事と育児・介護の両立のための環境整備 …… 9～11

（3）職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 …… 11

（4）男性にとっての男女共同参画の推進 …… 12

計画目標4　女性のエンパワーメントの促進

（1）女性の人材発掘と情報収集・提供 …… 12

（2）女性のチャレンジ支援の推進 …… 12

基本目標Ⅲ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

計画目標1　政策・方針決定の場への女性参画の拡大

（1）女性の政治への参画促進 …… 13

（2）政策・方針決定の場への女性の積極的な登用 …… 14

（3）市政への男女共同参画の促進 …… 14

（4）民間企業における女性の活躍推進 …… 15

計画目標2　家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

（1）子どもの人権尊重と健やかに育つ環境づくりの促進 …… 15～17

（2）高齢者・障がいのある人等に対する自立支援の推進 …… 17～18

（3）家庭生活における男女共同参画の促進 …… 18～19

（4）地域・社会活動への男女共同参画の促進 …… 19～20

（5）生涯を通じた女性の健康支援 …… 20～21

（6）防災分野における女性参画の拡大と災害時における市民への配慮 …… 21～22

計画目標3　国際社会への参画促進

（1）国際的協調の推進 …… 22

（2）外国人が暮らしやすい環境づくり …… 22

（3）国際理解と国際交流の推進 …… 23

（4）国際平和・地球環境保全への貢献 …… 23

基本目標Ⅳ　男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

計画目標1　市民による推進体制の整備

（1）市民ネットワークの推進と活動支援 …… 24

（2）団体、地域組織等の活動における男女共同参画の視点への配慮 …… 24

計画目標2　市役所内推進体制の充実

（1）計画の進行管理 …… 25

（2）職員の人材育成・職域の拡大・多様な働き方 …… 25

（3）男女共同参画に関する意識啓発 …… 26

（4）国・県等との連携 …… 26

実施計画指標項目 …… 27～28

●評価基準

下記判定区分に基づき、担当部署は取組ランクを【達成度】の観点から評価を実施しています。

【達成度】

取組ランク	数値目標設定
A	60～100%
B	30～ 59%
C	1～ 29%
D	0%

●男女共同参画配慮度

下記の評価項目に基づき、評価対象で実施できた場合は「○」、評価対象で実施できなかった場合は「×」、評価対象とならない場合は「－」で表記しています。

【男女共同参画配慮度評価項目】

1：実施目標の設定にあたり、男女共同参画やダイバーシティの視点が盛り込まれているか

2：固定的な性別役割分担にとらわれない取り組みの実績になっているか

3：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか

●総合評価の結果

実施計画は、具体的施策73施策、実施目標数160事業で構成され、達成状況は下表のとおりです。

基本目標	具体的施策数	実　施目標数	評価			
			A	B	C	D
Ⅰ「互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立」	14	36	35	1	0	0
Ⅱ「いきいきと働ける社会環境の整備」	18	33	33	0	0	0
Ⅲ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」	30	74	72	2	0	0
Ⅳ「男女共同参画社会実現のための推進体制の充実」	11	17	17	0	0	0
計	73	160	157	3	0	0
			98.13%	1.88%	0.00%	0.00%

基本目標Ⅰ　互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立

計画目標１　男女共同参画・ダイバーシティ社会の視点に立った社会制度・慣行の見直し

（１）男女共同参画施策の総合的推進　　Ⅰ－１－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
「男女共同参画推進条例」の推進と「男女共同参画都市」の周知	「古河市男女共同参画推進条例」や本市が「男女共同参画宣言都市」であることを市民に周知し、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに男女共同参画に関する活動を積極的に行います。	○まちなか啓発活動や古河市男女共同参画週間啓発活動により周知を図る。	○まちなか啓発活動の取り組みとして、お祭り会場（ド・マンナカ祭り、さんさんまつり、よかんべまつり）において啓発品の配布を行った。 また、来場者に作品募集「男女の詩」の二次選考の投票を依頼した。 ○古河市男女共同参画週間に合わせJR古河駅、市内店舗(カスミ丘里店・ウエルシア東牛谷店)にて啓発活動を行ったほか、市内公共施設5か所にて啓発用品とのぼり旗を設置して啓発活動を実施した。	A	市内各施設・会場において、啓発活動を実施することができた。また、のぼり旗や啓発用品を市内公共施設に設置することで市民に広く周知した。	○	○	○	人権推進課
市民意識等の定期的な把握	男女共同参画に関する意識調査を実施し、市民及び事業所に対する意識等の把握をします。	○講演会、講座等の参加者へアンケート調査を行い、市民及び事業所の意識等を把握する。 ○「令和6年古河市男女共同参画に関する意識調査」の調査結果を分析し、市民及び事業所の意識や実態を把握する。	○男女共同参画推進会議及び庁内連絡会議において、「令和6年古河市男女共同参画に関する意識調査」の結果をはじめ、庁内ワーキングチームを含む各部署からの意見を元に第３次プランの策定に向け審議した。また、パブリックコメントを行い広く意見を募集した。 ○各講座・研修等において参加者アンケートを行い、市民及び事業所の意識把握に努めた。	A	○市民意識調査の結果を審議し、第３次男女協働参画プランに反映させた。 ○「男女共同参画の視点における防災研修」「ワーク・ライフ・バランスセミナー」「人権教育講演会」「男女共同参画セミナー」において参加者アンケートを行い市民の意識把握に努めた。	○	○	○	人権推進課

（２）性的マイノリティ等を含めた人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信　　Ⅰ－１－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	古河市男女共同参画週間（2月7日～13日）に合わせ、男女共同参画やジェンダー、性的マイノリティ、男女共同参画視点の防災対策など、社会情勢に即した内容に関するフォーラム・講演会・講座の開催、男女共同参画をテーマにした作品募集等を行い、市民の意識啓発を図ります。	○講演会や研修、セミナー等を行い市民の意識啓発を図る。 ○男女共同参画に関する作品募集により市民の関心を高める。	○9/28（土）に「男女共同参画の視点による防災研修」を開催し、263名の参加があり、多様な視点を取り入れた防災についての理解を深める場の提供を行った。 ○「男女の詩」作品募集（小・中学生の部、一般の部） ・期間：R5.7.1～8.30 ・総数：小・中学生の部268作品、一般の部397作品、計665作品 ・一次選考　推進会議委員および市民ネットワーク会員により各部門5作品、計10作品を選考。 ・二次選考　10月12日から11月20日にド・マンナカ祭り、さんさんまつりにおいて来場者による投票および市ホームページによる投票を実施。各部門最優秀１作品、優秀2作品、入賞2作品を決定。 ・一行詩応募作品について、優秀作品を選定し、結果を広報・HP等で披露し、多くの市民に周知する事が出来た。 ○10/29（火）に、職員課と共催でワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、市内事業所職員・市職員合わせて103名の参加があった。	A	○研修会やセミナーを通して、多様性を認め合い、個人を尊重し活かすことについて意識啓発を図ることができた。 ○作品募集は例年実施しているが、小中学生・一般ともに応募総数は増加しており、継続して取り組んでいる効果が出ている。また、古河市が男女共同参画に意欲的に推進している事のPRにもつながり、意識の醸成も図ることができた。	○	○	○	人権推進課
	広報紙及び市公式ホームページの活用や古河市男女共同参画情報通信の発行等を行い、事業所・団体・学校等との連携を図り、様々な形で男女共同参画の必要性が共感できる情報発信を積極的に行います。	○広報紙、市公式ホームページ等を利用し、幅広い世代へ情報を発信する。	○情報通信を、推進会議委員や市民ネットワーク会員、工業会に情報提供している。 ○課で開催する事業については、広報紙や市のホームページ、LINE、X（旧ツイッター）等にも掲載し、広く情報発信している。	A	○今後も継続して情報提供し、また、広く課の取組について情報を発信することで、市民の男女共同参画に関する意識の醸成を図っていく。	○	○	○	人権推進課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	男女共同参画推進に関する国・県・他自治体等における研修や講演会等への市民参加を促します。	○各庁舎へチラシ等を設置する。 ○古河市男女共同参画推進会議委員、男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）会員へ情報を提供する。	○国、県、他自治体で実施の事業について、推進会議委員や市民ネットワーク会員へ案内し、参加を促している。 ○案内チラシについては、各庁舎や市内施設等へ設置し周知に努めている。	A	○国、県、他自治体の取組について、市民にとって身近な市役所を通じ情報発信することで周知することができた。	○	○	○	人権推進課
メディアにおける男女の人権尊重への働きかけ	男女の人権を尊重した情報発信の推進を図ります。	各広報媒体の特性を活かし、市民に有益な情報を分かりやすく、かつ、男女協働参画の視点に立った表現に留意し発信していく。	広報紙では男女の人権を尊重した紙面づくりを心掛け、年12回の発行を行った。 また、LINEやホームページでの情報発信においても、男女共同参画の視点を意識した管理運営を行った。	A	広報紙面の作成やSNS等での情報発信の際には、適切な文言であるか課内ならびに担当課と検討を重ね、最大限の注意を払い取り組んできたため。	○	○	○	シティプロモーション課

計画目標２　男女共同参画を推進する教育と学習の充実

（１）学校・保育所等における男女共同参画を推進する教育と学習の充実　　Ⅰ－２－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
人権尊重のための教育と男女平等教育・学習の充実	一人ひとりの人権意識を育むため、小中学生を対象とした人権教室を開催するとともに、中学生人権作文コンテストへの参加を奨励します。	○人権教室の開催 ○中学生人権作文コンテスト参加奨励 関係機関や人権擁護委員古河部会との連携を図り、各小中学校に対して人権教室を実施する。	○人権擁護委員古河部会による人権教室 ・実施小中学校数：32校 ・参加児童・生徒数：延べ約3,600名 ※人権教室実施時に鉛筆等人権啓発グッズを配布 ○中学生人権作文コンテスト ・応募校数：10校 ・応募作品数：1,341点	A	○他人への思いやりや労りの心といった人権尊重意識を養うため、人権擁護委員古河支部の協力のもと、市内全域の学校で取り組みを進めている。	－	○	○	人権推進課
	幼少期から男女共同参画についての理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、人権を尊重した教育や保育を実施します。	○保育士が常に男女共同参画を意識して保育にあたる。	○保育をする上で、保育士が常に男女共同参画を意識し保育を実施した。	A	保育士が保育に当たる際、男女区別することなく保育を行った。	○	○	○	保育課
		全小中学校において、人権を尊重した教育を実践し、男女共同参画の意識を醸成する。 児童生徒が、性別にとらわれた役割意識を持たないよう、家庭科や技術・家庭科における男子の家事参加意識の育成・女子の木工作業の実施等、男女平等教育・学習の充実を図る。	全小中学校において人権教育訪問を兼ねる計画訪問を実施し、児童生徒の男女共同参画意識を含めた人権意識の醸成を図る教育活動を推進した。 市内全小学校での家庭科及び全中学校での技術・家庭科においては、「自立と共生」の資質を身に付ける指導を行った。	A	人権教育訪問による男女共同参画意識の醸成を図る教育活動の推進や、家庭科及び技術・家庭科において男女の役割意識にとらわれない教育の充実等、実施目標を達成できたため。	○	○	○	指導課
教職員等の男女共同参画意識を形成する研修の充実	市職員・教職員を対象とした人権教育講演会を開催します。	○人権教育講演会の開催 関係部署と連携・協力し、市職員や教職員、市民参加のもとに人権に対する正しい理解と認識を持つことを目的とした人権に関する講演会を開催する。	○古河市人権教育講演会（主催　古河市・古河市教育委員会）191名 ・期日　8/2（金） ・会場　野本電設工業コスモスプラザ （三和地域交流センター） ・内容　・古河中等教育学校生による研究発表 ・人権教育講演会 ・参加者　市職員、教職員、各種委員、市民 ○古河市人権について考える会　121名 ・期日　11/14（木） ・会場　共和電設とねミドリ館 ・内容　小中学生作文発表（朗読録画上映） ・人権学習会 ・参加者　市職員、教職員、各種委員など ○古河市人権啓発映画上映会（48名、45名） ・期日　8/10（土）、8/24（土） ・会場　隣保館・野本電設工業コスモスプラザ （三和地域交流センター） ・内容　人権啓発映画「三人兄妹」・「ホーム」上映 ・参加者　市民・各種委員など	A	○関係部署と連携・協力し、各種委員、市職員、教職員等多くの参加者を集め、人権教育の一環として、正しい理解を図ることができた。	－	○	○	人権推進課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
教職員等の男女共同参画意識を形成する研修の充実	市職員・教職員を対象とした人権教育講演会を開催します。	○市職員、教職員を対象とした人権教育に関する講演会を継続して実施します。	8/2市民、市職員、教職員、PTA、人権関係団体を対象とした人権教育講演会を実施し、また11月には人権について考える会において、小中学生の人権作文発表を行った。	A	市職員・教職員を対象に男女参画意識の醸成が図れた。	○	○	○	生涯学習課
	市主催及び関係機関の研修や講演会等に参加するよう促し、保育現場での活用を図ります。	○研修に進んで参加する。	○各保育園との調整、内部業務の調整を行いながら参加した。	A	次年度も業務の状況を見ながら、研修会等に参加するよう努める。	○	○	○	保育課
	男女共同参画の視点に立った教職員の研修等の充実を図ります。	人権教育訪問を兼ねた計画訪問を全小中学校に実施し、男女共同参画意識を含めた人権教育について教職員に指導する。	全小中学校において人権教育訪問を兼ねた計画訪問を実施し、教職員に対して、人権教育の重要性について資料を基に示すことで、共同参画意識を含めた人権教育について指導を行った。	A	全小中学校に対して人権教育訪問を実施し、男女共同参画意識を含めた指導を実施できたため。	○	○	○	指導課
	県教育委員会・県教育研修センター主催による男女共同参画に関する講演会・研修会等への派遣を行います。	県西地区人権教育研修会に全小中学校の教職員を派遣し、男女共同参画に関する意識を高める。また、県の人権教育派遣事業を活用し、人権の日常化を図る。	県西地区人権教育研修会が行われ、男女共同参画が促進される研修会に参加した。また、県の人権講師派遣事業や性的マイノリティ派遣事業を小中学校が活用し、人権・性的マイノリティについて研修会を行い、人権尊重等についての意識を高めた。	A	人権講師派遣事業の活用や人権啓発映画等、啓発の機会を様々な形で設け、人権意識の高揚に努めたため。	○	○	○	指導課
性別にとらわれない指導等の充実	生徒が性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路を選択できるよう適切な進路指導等を実施します。	全小中学校において、児童生徒が性別にとらわれず個性と能力に応じて進路選択ができるよう、適切なキャリア教育を推進する。	児童生徒が性別にとらわれず個性と能力に応じて進路選択ができるよう、適切なキャリア教育を推進した。	A	個性と能力に応じた進路選択ができるような指導を実践した。	○	○	○	指導課
	小学校に理科教育支援員を配置し、科学への関心を高める授業を行います。	全小学校に理科教育支援員を派遣し、理科の授業における観察・実験の準備や理科室の環境整備、備品管理等を行うことで、科学的な体験の充実を図り、科学への関心を高める理科指導を推進する。	全小学校に理科教育支援員を派遣し、理科の授業における観察・実験の準備や理科室の環境整備、備品管理等を行うことで、科学的な体験の充実を図り、科学への関心を高める理科指導を推進した。	A	理科教育支援員の働きにより、観察や実験をスムーズに行い、科学への関心を高める理科指導を実践した。	○	○	○	指導課
	性別にとらわれない指導等の充実のため、人権教育指導資料を活用します。	各種訪問等の機会を利用し、性別にとらわれない指導等の充実を図るため、人権教育指導資料の活用を指導する。	人権教育訪問を兼ねた計画訪問や要請訪問等において、人権教育を踏まえた教科・領域の指導について「人権教育指導資料－みんなえがおー」第46集等を活用して指導した。また、校内研修において人権チェックリストを活用した。	A	各種訪問をとおして、授業における人権教育について、人権教育指導資料を活用して指導することができたため。	○	○	○	指導課
教育・保育等実践活動での男女共同参画の推進	学校・保育所等の行事運営やＰＴＡ・保育所等保護者会活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる体制を整備します。	○家庭教育学級活動において、多くの保護者の参加を促すため、担当者説明会で積極的にPRし、オンライン参加や動画配信を使用した家庭教育学級を促進していきます。	各校、工夫をしながら家庭教育学級活動を行うことができた。親楽ブック学習会は14回の実施があった。小学校1年生のいる家庭を対象とした親子キャンプを実施した。	A	年度初めの担当者説明会等で父親学級の必要性をＰＲした。親子キャンプにおいては、父親の参加も見られ親楽ブック学習会等を通して交流が図れた。	○	○	○	生涯学習課
		全小中学校に対し、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる活動体制を指導する。	全小中学校において、児童・生徒会活動の一環として、協力して委員会活動を行ったり校則の見直しを進めたりするなどして、男女が協力して学校生活を送ることができる体制を整備することができた。	A	全小中学校で、児童生徒が主体的に男女の協力のもと活動することができたため。	○	○	○	指導課
		○保護者参加行事は、男女どちらでも参加できる行事を企画する。	○保護者参加行事を企画の際は、父親が参加できるよう意識した運営を心がけた。	A	運動会など、男女どちらでも参加できる種目を取り入れている。	○	○	○	保育課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
家庭・地域に向けた男女平等教育の情報や学習の提供	市民を対象とした人権教育講演会や人権セミナーを開催します。	○人権教育講演会の開催 関係部署と連携・協力し、人権教育の一環として一般市民の人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目的に講演会を開催する。	○古河市人権教育講演会（主催　古河市・古河市教育委員会）191名 ・期日　8/2（金） ・会場　野本電設工業コスモスプラザ（三和地域交流センター） ・内容　・古河中等教育学校生による研究発表 ・人権教育講演会 ・参加者　市職員、教職員、各種委員、市民 ○古河市人権について考える会　121名 ・期日　11/14（木） ・会場　共和電設とねミドリ館 ・内容　小中学生作文発表（朗読録画上映）・人権学習会 ・参加者　市職員、教職員、各種委員など ○古河市人権啓発映画上映会（48名、45名） ・期日　8/10（土）、8/24（土） ・会場　隣保館・野本電設工業コスモスプラザ（三和地域交流センター） ・内容　人権啓発映画「三人兄妹」・「ホーム」上映 ・参加者　市民・各種委員など	A	○関係部署と連携・協力し、各種委員、市職員、教職員、一般市民への参加を促し、多くの参加者を集め、人権教育の一環として、人権意識の高揚と正しい理解を図ることができた。	－	○	○	人権推進課
		○市民を対象とした、人権教育に関する講演会を継続して実施します。	8/10、8/24と開催場所を2か所設け、市民を対象とした人権映画上映会を実施した。	A	市民に向け、人権教育の情報発信や学習機会の提供ができた。	○	○	○	生涯学習課
	未就学児や小中学生の保護者を対象にした家庭教育学級の充実を図ります。	○市内で子育て支援に関し積極的に取り組んでいる団体等に協力を依頼したり、誰でも参加しやすい家庭教育学習等を開催します。	親楽ブックを使った家庭教育学級を開催した。また、SNSを活用し家庭教育情報を幅広く周知できた。動画配信では、「こんな時こそ家庭教育」をテーマに、2回にわたり取組み、保護者同士が会えなくても家庭内で取り組める情報の配信を行った。	A	動画配信による家庭教育情報の提供を行うことができた。	○	○	○	生涯学習課
	青少年の健全育成のため、青少年相談員活動の充実を図ります。	○定期（特別）街頭パトロールを実施し、青少年非行の未然防止と健全育成を図ります。 ○青少年相談員の研鑽を目的とした研修会を実施します。	定期街頭パトロールを定期的に実施し、問題行動の巡視や青少年への声掛けを行った。また、夏祭り等に合わせて会場付近の巡回を実施した。 青少年相談員の資質向上のため、県及び県西ブロック研修会等へ参加するとともに、視察研修を実施した。	A	計画どおりの定期パトロールと研修会の開催により評価した。	○	○	○	生涯学習課
男女共同参画の視点に立った生涯学習講座・スポーツ・レクリエーション活動の支援	市民講師登録による生涯学習指導者登録情報の充実及び提供を図ります。	○市民からの要望に応じ、指導者バンク登録講師の活動機会の提供を行います。 ○市広報やホームページを活用し、指導者登録情報の充実を図ります。	「家庭教育学級」や「まなびピア」の講座派遣の機会が増えている。 ホームページ更新頻度を上げることで、より充実した情報発信を行った。	A	登録者情報を更新し、生涯学習指導者登録情報の充実が図られている。	○	○	○	生涯学習課
	子育て中の親が安心して学ぶ機会を確保するため、一時保育付講座を開催します。	○子育て支援団体との連携により、託児の実施や、自宅で子育てをしながら参加できる生涯学習講座を開催します。	託児の実施は無かったが、事前に子どもの参加を確認するなど、スタッフが子どもの対応を行えるよう配慮し親が学ぶ機会を提供できた。	A	託児スタッフの人員確保が課題であるが、親子で参加しやすい環境を整えている。	○	○	○	生涯学習課
	子どもから高齢者まで気楽に楽しめ、爽快感が味わえる生涯スポーツの普及に取り組み、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。	古河市スポーツ推進計画の基本理念「誰もが、いつでも、どこでも、参加できるスポーツの推進」に向け、感染拡大防止策を講じながらスポーツ・レクリエーション等の事業を実施していきます。	市民ニーズに即したスポーツイベントとなるよう、市民（個人・グループ）が自由に様々なスポーツを体験することができる市民参加型の「スポーツフェスタ古河2024」を開催し、地域間の交流を図った。 ・開催日(R6.11.4) ・来場者数(約12,000名) ・体験種目(40種目)	A	子どもから高齢者、男女問わず楽しめるようなスポーツイベントの場を企画して開催することができた。	○	○	○	スポーツ振興課

計画目標３　ハラスメント等の暴力の根絶のための施策の推進

（１）　家庭内等におけるあらゆる暴力の根絶

Ⅰ－３－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度 1	2	3	担当課
家庭内等で起こる暴力の防止と関係機関との連携	ＤＶやデートＤＶ防止と被害者保護のため、関係機関と連携を図り、意識啓発に努めます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）に合わせた啓発キャンペーンを実施します。	○ＤＶやデートＤＶについて、市民の一人一人が正しい知識を習得し、ＤＶ防止について考えることができるようにする。	○11月「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中にブースを設置。ポスター掲示や啓発グッズを配布し、啓発を実施…市内5か所 ○デートＤＶ講座実施（県立古河第二高等学校、関係機関）参加者数　236名 ○街頭キャンペーン実施…市内店舗3か所、よかんべまつり	Ａ	コロナ禍が落ち着き、感染対策をしながら啓発活動を通常時のように実施することができた。	○	○	○	子育て包括支援課

（２）セクシュアルハラスメント防止対策の推進

Ⅰ－３－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度 1	2	3	担当課
職場・学校・地域活動における防止対策の推進	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等が人権侵害であることを意識づけるための啓発活動を幅広く行い、意識の醸成を図ります。また、事業所がハラスメント対策に取り組むよう働きかけます。	○各庁舎へ関連チラシ等を設置する。 ○事業所へ情報を提供する。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している	Ａ	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。 ○今後も継続して、情報提供を実施していく。その他、幅広い層への周知を図る。	○	○	○	人権推進課

（３）被害者の保護や支援体制の充実

Ⅰ－３－（３）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度 1	2	3	担当課
被害者に対する相談体制の充実	各相談窓口及び関係機関との連携を図り、早期問題解決につなげます。 （人権相談・女性相談・家庭児童相談・法律相談）	○定例及び特設の人権相談窓口を開設する。 人権擁護委員古河部会等関係機関と連携し、相談体制の充実を図り、人権問題の早期解決に向け、基本的人権の実現を目指す。	○人権擁護委員による人権相談 ・定例人権相談 実施　5、9、11、3月の第2水曜日 13：00～15：00 会場　古河・三和庁舎 ・特設人権相談 人権擁護委員の日に係る相談 実施　6/3（月）10：00～15：00 会場　古河・総和・三和庁舎 人権週間に係る相談 実施　12/6（金）10：00～15：00 会場　古河・総和・三和庁舎 ○人権擁護委員による人権週間街頭キャンペーン 実施　11/9（土） 会場　イオン古河店 （啓発グッズ配布） ○人権啓発キャンペーン 実施　12/4（水）～10（火） 会場　総和庁舎ほか（全５庁舎） （人権啓発パネル展示、啓発グッズ配布）	Ａ	○関係機関や人権擁護委員古河部会と連携を図り、人権相談における窓口を開設、人権問題解決への体制を確立した。 ○人権週間街頭キャンペーン等を実施し、市民に対し人権意識の高揚と正しい理解を図ることができた。	－	○	○	人権推進課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
被害者に対する相談体制の充実	各相談窓口及び関係機関との連携を図り、早期問題解決につなげます。 （人権相談・女性相談・家庭児童相談・法律相談　）	○複雑かつ多様化している市民相談や問合せに対し、弁護士という専門家の助言を受け、課題の整理等を行うとともに、適切・迅速に対応することで、早期問題解決につなげ市民サービスの向上を図る。	○法律相談を４会場で年間48回実施（相談件数／320件）するとともに、相談内容に応じて各相談窓口へ案内を実施。	A	○専門の相談窓口や弁護士という専門家からの助言・アドバイスを受けることにより、相談者の問題解決へのきっかけとなっている。	○	○	○	市民協働課
		○相談者に必要な情報提供やサポートができるように、関係機関で必要な情報を共有する等、連携を強化する。	○相談は二人体制で対応し、相談者のニーズに合わせた情報提供や専門機関への紹介を行った。 ○相談のツールを増やすため、オンライン相談「古河市虐待・ＤＶほっとＬＩＮＥ」を実施。 ○令和6年度新規相談件数 女性相談120件　　家庭児童相談206件	B	関係機関の連携は取れており、体制の強化ができている。オンライン相談については、利用が少なく、市民への周知をさらに進めていくこと、相談がしやすいようなシステムの検討が課題である。	○	○	○	子育て包括支援課
	配偶者暴力相談支援センターを中心に、離婚・ＤＶ・子育てに関する相談事業を充実するとともに、市民への周知を図ります。	○相談しやすい体制づくりをするとともに、相談窓口の周知を図る。	○広報古河のお知らせページやホームページでＤＶ相談の窓口の周知。 ○啓発グッズに相談連絡先を明記し、11月のキャンペーン等に配布。 ○相談窓口周知用ポスターの掲示…市内公共機関　19か所	A	相談窓口が定着しつつあり、市民から直接相談がある場合や関係機関から紹介されてくる場合もある。引き続き、より多くの市民に相談窓口を周知し早期の相談につなげる。	○	○	○	子育て包括支援課
被害者の保護や自立支援のための関係機関との連携強化	県の婦人相談所、警察署、一時保護所等、公的機関との連携を図り、被害者の保護や自立支援を行います。	○要支援ケースについては、関係機関と定期的に情報交換し、必要時に迅速な支援ができるよう体制づくりをする。	○緊急安全確保…0件 ○女性相談センターへの一時保護実施 …3件	A	緊急安全確保並びに一時保護実施後、関係機関と連携し、安全に生活できる場所へ移送、転居することができた。	○	○	○	子育て包括支援課
	ＤＶ及びストーカー行為等の被害者の保護のため、関係機関等と連携を図り、住民基本台帳事務における支援措置を行います。	○被害者の保護や支援のため関係部署と密に連絡を取り合い、情報の共有をして対処する。	○「配偶者暴力防止法」「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「その他準ずるケース」による支援を実施している	A	被害者の保護や自立支援の為関係機関等と密に情報を共有し対処する事ができた。	○	○	○	市民総合窓口課
	広報紙・市公式ホームページ・イベントによる周知や関係機関との連携を強化し、被害者への支援体制の充実を図ります。	○啓発チラシ配布による市民への周知。 ○広報紙や市公式ホームページ等による市民および事業所への周知。	○犯罪防止活動を推進するため、青色防犯パトロール活動を計画的に実施した。 ○古河市防犯協会女性部による古河ケーブルＴＶにて活動状況を報告した。 ○犯罪被害者支援総会後に、関係機関や市内高校と連携して街頭キャンペーンを実施した。	A	○防犯パトロールの実施計画を策定し、日程表通り事業を実施できた。 ○広報や防災メール、市公式LINEを活用し、積極的に市民向けの啓発を行った。	○	○	○	交通防犯課

基本目標Ⅱ　いきいきと働ける社会環境の整備

計画目標１　雇用の場における男女平等の実現

（１）ポジティブ・アクションによる男女の均等な機会の確保　　Ⅱ－１－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
事業所における男女の均等な機会の確保及び啓発活動の実施	ポジティブ・アクションの更なる推進等による職場における男女間格差の解消に向け関係機関と連携し、積極的に事業所への広報・啓発に努めます。	○国・県からの情報を随時提供し啓発を図る。 ○ワーク・ライフ・バランスガイドブックを作成し、男性中心型労働慣行等の見直しを行い、地域や家庭への積極的な参画を促進する。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している ○ワーク・ライフ・バランスガイドブック（発行部数600部）を作成し、周知を図った。	A	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。 ○新たにワーク・ライフ・バランスガイドブックを作成し、市公式LINE、HPなどにより周知したほか、工業会・商工会・商工会議所を通じ周知を行っている。	○	○	○	人権推進課
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○市広報紙等により市民・事業所等へ周知した。また、関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	パンフレット・チラシ等の配布や広報等による周知により、事業所における男女の均等な機会の確保に対する啓発に努めた。	○	○	○	商工観光課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
事業所における男女の均等な機会の確保及び啓発活動の実施	事業所に対し女性活躍セミナーやリーダー研修等への参加を周知案内し意識の醸成を図るよう努め、事業所における方針・決定の場に、女性が多く参画できるよう働きかけます。	○国、県等が開催する事業所向けの研修について周知し、参加を促す。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している ○国・県の開催ではないが、市でワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、市内事業所職員・市職員合わせて103名の参加があった。	A	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し事業所へ啓発を行った。 ○今後も継続して、情報提供を実施していく。その他、幅広い層への周知を図る。	○	○	○	人権推進課

（２）各種法律・制度の周知及び関係機関との連携　　Ⅱ－１－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの関係法令や、各種制度の周知及び関係機関との連携	国・県・関係機関等から「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「女性活躍推進法」等の情報を収集し、事業所・団体等へ周知及び啓発を行います。	○国、県等からの情報を提供し、法令や制度等の周知を図る。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している	A	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。 ○今後も継続して、情報提供を実施していく。その他、幅広い層への周知を図る。	○	○	○	人権推進課
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○市広報紙等により市民・事業所等へ周知した。また、関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	パンフレット等の配布や広報等による周知により、各種法制度の周知に努めた。	○	○	○	商工観光課

計画目標２　地方創生と多様な働き方を可能にする環境の整備

（１）　農業・商工業等の自営業における働きやすい環境の整備　　Ⅱ－２－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
農業や商工業等の自営業における男女共同参画の促進	国・県・関係機関等から情報収集・提供を行い、古河商工会議所・古河市商工会女性部の活動を支援します。	○活動支援を通じ、共同参画の促進を図る。	○古河商工会議所、古河市商工会を通じて補助金等の間接的支援を行っている。	A	補助金等の間接的支援を行った。	○	○	○	商工観光課
	国・県・関係機関等から情報収集・提供を行い、中小企業のための低利融資制度の充実を図ります。	○中小企業向けの低利融資制度の事業を継続し、中小企業金融の円滑化を図る。	○自治金融、振興金融の融資のあっせん、保証料及び利子の補給を行った。	A	低利融資制度を通じて、中小企業金融の円滑化を図った。	○	○	○	商工観光課
	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるように、女性農業士の育成を図ります。	関係機関と連携し、女性農業士育成事業を支援していく。	○坂東地域農業改良普及センター主催 ・農村女性講座　２回	A	今後も継続して坂東地域農業改良普及センターと連携を図り、セミナー、講座等の参加を推進する。	○	○	○	農政課
家族経営協定の締結の促進	家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう家族経営協定の締結を促進します。	関係機関と連携し、経営体増加を目的とした説明会等の啓発活動を実施していく。	○家族経営協定の推進 ・123経営体（３経営体減）	A	協定締結者の死亡等により協定取消となった経営体数が、新規に協定締結した経営体数を上回ったため、減となった。推進を図るための取り組みとして、啓発活動を行っていく必要がある。	○	○	○	農政課
女性農業者等への支援	経営能力向上のための講座の開催及び情報の提供を行い、農村女性大学等の参加促進や女性農業士の海外体験研修への参加を促します。	関係機関と連携し、継続して経営能力向上を目的とした講座・研修等の情報提供及び参加を促進する。	○坂東地域農業改良普及センター主催 ・農業アカデミー　６回 ・女性農業士会　視察研修　１回 　　全体研修　１回	A	今後も継続して坂東地域農業改良普及センターと連携を図り、女性講座の開催、視察研修等への参加を推進していく。	○	○	○	農政課

（２）　女性の継続就業の支援　　Ⅱ－２－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
就職・再就職に関する情報の提供	ハローワーク（公共職業安定所）等との連携を図り、求人情報の提供に努めるほか、スキルアップへの取組を支援します。	○各庁舎に求人情報掲示板を設置し、ハローワークからの求人情報一覧の配布および掲示板の更新(毎週)	○各庁舎に求人情報掲示板を設置し、ハローワークからの求人情報一覧の配布及び掲示板の更新（毎週）を行った。	A	隔週、各庁舎に求人情報を掲示した。	○	○	○	商工観光課
	女性の就業機会を高めるため、委託事業等による再就職のための支援やパートタイム就労希望者等に対する相談及び情報の提供を行います。	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市ホームページ、HP等による市民への周知	○市ホームページにハローワーク古河「マザーズコーナー」のお知らせを案内するなど市民への周知を行った。	A	女性の就業機会を支援するために、積極的に情報提供を行った。	○	○	○	商工観光課
待機児童の解消	「第二期古河市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に保育の受け皿を確保し、待機児童解消を目指します。	○既存民間保育施設の改修を通じ、待機児童ゼロを継続する。	○民間認定こども園・小規模保育施設による受け皿を確保し、待機児童ゼロを継続した。	A	第二期古河市子ども子育て支援事業計画に基づき、待機児童ゼロを継続する。	○	○	○	保育課

（３）　多様な働き方を可能にする就業条件の整備　　Ⅱ－２－（３）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
労働時間短縮等の労働環境の整備	男性が地域社会や家庭生活に参画し男女共同参画を実現するため、長時間労働の抑制など環境整備についての情報提供を行います。また、「働く女性の家」等、勤労者のための施設の活用を図ります。	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知 ○働く女性の家において、平日夜間に開催する講座を開設	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○働く女性の家にて平日夜間の講座を開催した。	A	パンフレットの配布や広報等による周知により、労働時間短縮等の労働環境の整備促進に努めた。	○	○	○	商工観光課

計画目標３　働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

（１）仕事と生活の両立支援　　Ⅱ－３－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
一人ひとりの生活様式に合わせた柔軟な働き方が可能な職場環境づくりの促進	テレワークやフレックス制度などの情報を提供し、一人ひとりのライフイベントや生活様式に合わせた柔軟な勤務制度への理解を深めます。	○個人のライフスタイルに応じた柔軟な働き方に関する情報を提供し、理解を深める。	○10/29（火）に、職員課と共催でワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、市内事業所職員・市職員合わせて103名の参加があった。 ○ワーク・ライフ・バランスガイドブック（発行部数600部）を作成し、市の公式LINE等により周知を図った。	A	ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発の場を提供した。また、ワーク・ライフ・バランスガイドブックを作成し周知することで意識啓発の機会とした。	○	○	○	人権推進課

（２）仕事と育児・介護の両立のための環境整備　　Ⅱ－３－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発	仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、仕事と家庭両立支援セミナー等を開催します。	○仕事と家庭生活等の両立支援を行うセミナー等を開催する。	○10/29（火）に、職員課と共催でワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、市内事業所職員・市職員合わせて103名の参加があった。 ○ワーク・ライフ・バランスガイドブック（発行部数600部）を作成し、市の公式LINE等により周知を図った。 ○男女共同参画セミナーを2回開催し、延べ41名の参加があった。 （１）「蔵人(くらびと)に学ぶ！日本酒＆麹（こうじ）の多彩な世界」 ～古河で唯一の酒蔵を見学しよう～ 日時：令和７年１月25日（土）10：30～11：45 場所：青木酒造株式会社 （２）「生活に彩りを！ネイルの基礎知識を学ぼう」 日時：令和７年２月16日（日）10：30～11：45 場所：ココガオフィス２階多目的ルーム	A	ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発の場を提供した。また、ワーク・ライフ・バランスガイドブックを作成し周知することで意識啓発の機会とした。	○	○	○	人権推進課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発	介護に関する相談支援、情報提供や介護する家族の負担軽減のための講座等を実施します。	地域包括支援センターや在宅介護支援センター、在宅医療・介護連携支援センターで相談を随時受付し、介護を行う家族の立場に立ち、負担軽減に繋がるように支援を行う。 また、介護方法等の講習会や介護者の交流会を在宅介護支援センター等に委託・実施することで、介護者の負担軽減を図る。	地域包括支援センターや在宅介護支援センターにて、随時相談対応し、介護する家族の負担軽減につながるよう支援を行った。 介護支援講座については、12回開催（参加延人数261人）した。介護者の交流会も5会場で実施した。	A	市内の在宅介護支援センター等において計画通りに介護支援講座、交流会を実施し、介護者の負担軽減につなげる支援をすることができた。	○	○	○	高齢介護課
	「みんなのあんしん 介護保険」（パンフレット）を用いて、窓口で介護申請の方法やサービスの内容について、本人や家族に情報提供を行います。また、介護による離職を防ぐため、サービスの充実を図ります。	介護制度の案内用パンフレット「みんなのあんしん介護保険」をもとに、窓口において、介護申請の方法やサービスの内容について丁寧な説明を行う。 また、介護保険事業計画で定めたサービス内容の充実を推進する。	窓口での説明や出前講座の資料としてパンフレットを活用し、介護保険制度における認定の流れやサービスの内容について、市民に広く周知することができた。	A	介護申請の方法やサービスの内容についての案内は各窓口において丁寧に行い、本人や家族にわかりやすい情報提供を行っている。	○	○	○	高齢介護課
	妊娠初期から、妊娠・出産に関する相談しやすい体制を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	○すこやかな妊娠生活と安心して出産・育児を迎えられるようにする。 ○母親同士の交流を図るとともに、父親の育児参加など男女共同で育児する意識を醸成する。	○妊娠届出時の専門職面談数：724件 ○母子保健コーディネーター電話数 妊婦　515件（延）、産婦　616件（延） ○ほっとママカフェ 開催回数：12回 参加者：児37人（延）、母37人（延） ○パパママクラス 実施回数：年6回、参加者229人（実） 妊娠届出時に、母体健康管理指導事項連絡カードの活用や、育児休業制度等について説明を行った。	A	妊娠初期から産後にかけて、専門職による面接や電話相談を実施し、状況に応じて、ほっとママカフェ等のサービスにつなげた。パパママクラスは、グループでの講話の参加や父親の妊婦体験を実施し互いを思いやる意識を高めることにつながった。	○	○	○	子育て包括支援課
事業所等における育児・介護休業制度の利用の促進	男性中心型労働慣行等の見直しの広報活動を行い、男性の育児・介護休業取得を促進します。また、ワーク・ライフ・バランス研修会やリーダー研修会等の機会を捉え、事業所・団体等へ働きかけます。	○国、県等が開催する事業所向けの研修について周知する。 ○ワーク・ライフ・バランスガイドブックを作成し、男性中心型労働慣行等の見直しを行い、地域や家庭への積極的な参画を促進する。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している ○ワーク・ライフ・バランスガイドブック（発行部数600部）を作成し、市の公式LINE等により周知を図った。	A	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。また、ワーク・ライフ・バランスガイドブックを作成し周知することで意識啓発の機会とした。	○	○	○	人権推進課
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○市広報紙等で研修会等の開催を掲載することにより市民へ周知し、参加を促した。	A	パンフレットの配布や広報等による周知により、男性の育児・介護休暇取得促進に努めた。	○	○	○	商工観光課
多様な保育サービスの充実と子育て支援	延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児童保育等、多様な保育サービスの充実を図ります。	○民間保育園のうち、延長保育・一時保育・病児病後児保育等を実施した園に対して補助金を交付する。	○延長保育補助金を私立保育園等 5ヶ所に交付 ○一時保育補助金を私立保育園等 13ヶ所に交付 ○病児病後児保育等補助金を私立保育園等 9ヶ所に交付	A	一時預かりや延長保育などを実施している施設に対し補助金を交付することで、保育サービスの充実を図ることができた。	○	○	○	保育課
	地域において、子育ての相互支援を行うため、ファミリー・サポート・センター事業の充実及び地域子育て支援事業の促進を図ります。	○ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援事業の周知を図り、事業を充実させる。	○ファミリー・サポート・センター事業 ・登録数：協力会員27名、利用会員124名、両方会員16名 ○地域子育て支援事業 ・公立3ヶ所、私立7ヶ所	A	市広報やＨＰ等を活用し幅広く周知を図った。協力会員、利用会員、両方会委員ともに増加傾向にある。 安全対策等を講じながら適切に運営し、子育て支援の充実に寄与することができた。	○	○	○	こども政策課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
介護サービス体制の充実	介護予防を推進するために、介護予防に関する知識の普及・啓発を行います。また、介護予防事業を通じて住民主体の通いの場へと自主的に活動できるよう推進します。	○介護予防事業を通じて広く市民に介護予防に関する知識の普及・啓発や地域住民の主体的な介護予防活動の育成・支援を行う。 ○介護予防に資する教室終了時に主体的な活動を支援することで、地域の支え合いの体制づくりを推進する。	○介護予防に関する知識の普及・啓発を行った。 ・介護予防出前講座 実施回数36回、参加延人数592人 ・さわやか教室 実施回数30回、参加延人数593人 ・シニア運動教室 実施回数36回、参加延人数781人 ・ポールウォーキング教室 実施回数14回、参加延人数288人 ・介護予防キャンペーン 市内3会場、認知症予防や介護予防に関する展示を実施。 ○教室終了時の主体的な活動支援について ・シニア運動教室終了後の自主グループ設立数：２グループ	A	介護予防事業を通じて介護予防に関する知識の普及・啓発を行った。各教室ともに参加率が高く、事後アンケートにおいても満足度が高かった。また自主グループ設立にもつながり、住民主体の通いの場での自主活動にもつながった。	○	○	○	高齢介護課
	生活機能の低下や支援を必要とする高齢者の相談や情報提供などを実施し、要支援者等のニーズに応じた適切なマネジメントやサービスの調整を図ります。	地域包括支援センターにて、生活機能の低下や支援が必要となった高齢者（要支援認定者・事業対象者）に対し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを通し、自らの能力を生かし、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるように支援する。またその家族への相談支援を行う。 介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携推進と研修会の開催を通し、個々のニーズに応じた介護サービス体制の充実を図る。	○生活機能の低下や支援が必要となった高齢者に対する、ケアマネジメント支援およびその家族への相談や支援を実施した。 ○医療･介護職を対象に協議会（年2回）や研修会（年3回）の開催、ケアマネジャー向けの研修会（年2回：延54人参加）、市民向け講座（年1回80名参加）を開催し専門職の連携推進と質の向上を図った。また地域ケア会議を通じ、地域課題･必要なサービス等の検討を行った。	A	○個々の高齢者や家族への支援および介護サービスの体制の充実に向けた会議や研修会を実施しました。 ○協議会や研修会を通じ、多職種･多機関との連携推進や質の向上が図られた。	○	○	○	高齢介護課
	介護に関する相談を行い、随時情報提供を行います。また、３年ごとに市民のニーズを把握し、「介護保険事業計画」を策定します。	介護に関する相談を随時行い、必要な情報を提供する。また、第９期介護保険事業計画（令和６年度～令和８年度）の進捗管理により、目標達成のための施策を進める。	介護に関する相談・問い合わせに応じて、介護保険法に基づいたサービス利用等の情報提供を行った。また、第９期介護保険事業計画の進捗管理を行い、サービスの充実に努めた。	A	計画策定に先立って行った調査をもとに市民のニーズや現状を把握し、計画に反映させた。	○	○	○	高齢介護課

（３）職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進　　Ⅱ－３－（３）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
事業所における働き方の見直しの促進や、先進的取り組み等の情報の提供	仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の情報収集・提供を行い、男女を問わず就労生活と家庭生活の調和の取れた働き方の見直しについて、普及・啓発に努めます。	○ワーク・ライフ・バランスガイドブックを作成し、働き方を見直す機会を提供する。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している ○ワーク・ライフ・バランスガイドブック（発行部数600部）を作成し、市の公式LINE等により周知を図った。	A	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。また、ワーク・ライフ・バランスガイドブックを作成し周知することで意識啓発の機会とした。	○	○	○	人権推進課
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。また、市広報紙等により市民へ周知した。関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	パンフレットの配布や広報等による周知により、男女を問わず就労生活と家庭生活の調和の取れた働き方の見直しに努めた。	○	○	○	商工観光課

（４）男性にとっての男女共同参画の推進　　Ⅱ－３－（４）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
性別による固定的役割分担意識の解消や、働き方の見直しによる男性の地域・家庭への参画の促進	性別による固定的役割分担意識の解消や男性中心型労働慣行等の見直しを行い、男性の地域・家庭への参画を促進するとともに、男性のロールモデルを発掘し、活躍事例を積極的に発信します。	○ワーク・ライフ・バランスガイドブックを作成し、男性中心型労働慣行等の見直しを行い、地域や家庭への積極的な参画を促進する。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している ○ワーク・ライフ・バランスガイドブック（発行部数600部）を作成し、市の公式LINE等により周知を図った。	A	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。また、ワーク・ライフ・バランスガイドブックを作成し周知することで意識啓発の機会とした。	○	○	○	人権推進課

計画目標４　女性のエンパワ―メントの促進

（１）女性の人材発掘と情報収集・提供　　Ⅱ－４－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
女性の人材発掘と情報収集	市の政策・方針決定の場への女性の参画実現を目指すため、市政に関心を持ち、市の審議会等の委員として活動意欲のある人の、女性人材バンクへの登録を促進します。	○広報紙、市公式ホームページ等を利用し、幅広い世代へ女性人材バンクへの登録を促進する。	○広報紙やホームページ等で女性人材バンクの登録促進を行った。 ○古河市女性人材バンクの登録名簿について、来年度に向けた各種審議会等の人選に活用するため、庁内イントラネットを活用し、周知した。	A	○今後も継続して女性人材バンクの登録促進及び利用促進を図る	○	○	○	人権推進課
女性の人材を育成するための研修機会の提供	女性の人材を育成するため、市独自の男女共同参画に関するセミナーの開催や、国や県主催の研修機会等の情報を提供します。	○各庁舎へチラシを設置する。 ○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）会員へ情報提供する。	○各庁舎へチラシ設置の依頼 ○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）会員へ情報提供 ○9/28（土）に「男女共同参画の視点による防災研修」を開催し、263名の参加があり、多様な視点を取り入れた防災についての理解を深める場の提供を行った。 ○男女共同参画セミナーを2回開催し、延べ41名の参加があった。 （1）「蔵人(くらびと)に学ぶ！日本酒＆麹（こうじ）の多彩な世界」 ～古河で唯一の酒蔵を見学しよう～ 日時：令和７年１月25日（土）10：30～11：45 場所：青木酒造株式会社 （2）「生活に彩りを！ネイルの基礎知識を学ぼう」 日時：令和７年２月16日（日）10：30～11：45 場所：ココガオフィス２階多目的ルーム	A	○参加促進のため各庁舎へチラシを設置したり、関係者へ参加を呼びかけた。 ○研修やイベントに参加することで今後の男女共同参画事業の参考とする。また、市の事業において推進会議委員と市民ネットワーク会員が協働で行うとしていることから、委員と会員の交流と研修を兼ねることができた。	○	○	○	人権推進課

（２）女性のチャレンジ支援の推進　　Ⅱ－４－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
女性の起業・経営能力向上支援の推進	女性の能力発揮を支援する制度や起業・経営能力向上セミナー等の情報提供を行います。	○各庁舎へ関連チラシ等を設置する。 ○事業所へ情報を提供する。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している ○ワーク・ライフ・バランスガイドブック（発行部数600部）を作成し、市の公式LINE等により周知を図った。	A	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。 ○今後も継続して、情報提供を実施していく。その他、幅広い層への周知を図る。	○	○	○	人権推進課
	古河商工会議所、古河市商工会と連携して創業に関する相談窓口となり、関係機関や各種制度を紹介し、女性の起業・経営能力向上を支援します。	○創業に係る各種支援制度について紹介を行う。	創業支援セミナーを開催し、創業を計画する女性の知識習得を支援した。	A	創業支援セミナーを通じて、女性起業者の支援を積極的に行った。	○	○	○	商工観光課

基本目標Ⅲ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

計画目標１　政策・方針決定の場への女性参画の拡大

（１）女性の政治への参画促進　　Ⅲ－１－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
女性の政治への参画促進	女性の政治への関心と参画を促すための情報を提供し、意識の高揚に努め、市議会への傍聴の促進を図ります。	○市内イベント会場にて選挙啓発活動を実施し、女性を含め有権者の政治、選挙への意識の高揚を図る。	関東ド・マンナカ祭り会場にて模擬投票を実施し、女性を含め将来の有権者820名が投票した。	A	政治への参画促進への直接的な効果が評価しづらいが、地道に選挙啓発活動を継続する。	○	○	○	選挙管理委員会
		市民に身近で開かれた議会を目指して、以下のことを実施します。 ○議会だより、ホームページに会期日程や傍聴の方法を掲載します。 ○議会の会議録等、市議会の記録をホームページに掲載します。 ○インターネットによる議会のライブ中継および録画配信をします。 ○ケーブルテレビで議会の生放送を中継します。なお、録画放送は継続します。 ○議場コンサートは、令和５年第３回定例会より再開しており、引き続き実施します。	○議会傍聴実績 令和６年傍聴者数（委員会傍聴者含む） 男性：117人　R5年：127人 女性：81人　R5年：86人 計　：198人　R5年：213人 ○議会だより 市民に配布、市ホームページにも公開。インターネット中継の案内や次回定例会の会期日程等を掲載。また、一般　質問を行った議員の質問・答弁要旨の欄に２次元コードを追加し、録画映像を視聴しやすい環境にして提供。 ○市ホームページ 会期日程や市議会の審議結果等を速やかに更新。 ○インターネット中継 議会本会議、常任委員会、予算・決算特別委員会のライブ中継及び録画配信を実施。 ○本会議生放送 令和４年６月から、ケーブルテレビで議会本会議の生放送を開始した。 ○議場コンサート 議場コンサートの傍聴者数 令和6年第2回定例会：10人 令和6年第3回定例会：48人 令和7年第1回定例会：16人	A	・傍聴者数は令和５年とほとんど変わらない。 ・市ホームページの新着欄に会期日程や会議録の更新情報、審議結果等を掲載し、会議等のインターネット中継や、録画配信を行い、市議会への関心を促している。 ・議場コンサートは、女性の出演者も多く、女性の傍聴及び視聴につながっている。 ・ケーブルテレビにて、議会本会議の様子を生放送することで、市議会へのさらなる関心を促した。	○	○	○	議会事務局
		○各庁舎へチラシを設置する。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している	A	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。 ○今後も継続して、情報提供を実施していく。その他、幅広い層への周知を図る。	○	○	○	人権推進課
	女性の市政に対する関心を高めるとともに、多様な意見や提言を市政に反映させる機会を設けます。	○古河市男女共同参画推進会議委員と市長との意見交換会を実施する。	○市長との意見交換会を実施した ・日時：10月23日 ・場所：ココガオフィス２階多目的ルーム ・参加委員：12名 ・内容：市長と推進会議委員との意見交換	A	○第４回推進会議の中で、市長へ意見書を提出し委員と意見交換を行うことで、市政への意見具申がなされた。	○	○	○	人権推進課
	議会報告会の開催や市議会議員等との意見交換会等を通し、市政についての理解を深め、多様な意見や提言を市政に反映させます。	○各会派による市民との意見交換・議会活動の報告を推進します。	○議員活動報告等 議会だよりを年４回発行し、議会活動を市民に発信した。 議長がケーブルテレビで市民に向け、新年のメッセージを配信した。	A	・議会だよりを年４回発行し、議会活動を市民に発信できた。 ・議長から市民に向けて議会の取り組み等を発信できた。	○	○	○	議会事務局

（２）政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

Ⅲ－１－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
各種審議会等への女性委員の積極的登用	各種審議会・委員会等への女性委員の登用を促進し、Ｒ６年度までに女性委員の割合を35％とするよう努めるとともに、女性委員ゼロの審議会等の解消を図ります。	○庁議や庁内イントラネットを活用し、各課へ女性委員の登用を促す。	○庁内へ審議会等の女性委員数について調査を依頼(登用状況30.5%) ○広報紙やホームページ等で女性人材バンクの登録促進を行った。 ○古河市女性人材バンクの登録名簿について、来年度に向けた各種審議会等の人選に活用するため、庁内イントラネットを活用し、周知した。	A	○庁内で連携して女性委員数について調査を行い、積極的な登用について依頼した。 ○今後も継続して庁内へ女性委員の積極的登用を促し、女性の意見や考えを反映できるよう働きかける。	○	○	○	人権推進課
	女性の市政への参画促進と、幅広い市民の意見を反映させるため、各種審議会等の公募委員の割合拡大を促します。また、各種団体等における女性代表の就任促進を図ります。	○庁議や庁内イントラネットを活用し、各課へ公募委員の割合拡大、女性代表の就任促進を促す。	○庁内へ審議会等の女性委員数について調査を行った。 (市民公募を行っている審議会等の 割合：6/43) (女性委員不在の審議会等の割合：3/49)	A	○庁内で連携して女性委員数について調査を行い、積極的な登用について依頼した。 ○今後も継続して庁内へ女性委員の積極的登用を促し、女性の意見や考えを反映できるよう働きかける。	○	○	○	人権推進課
	各種審議会等における女性委員参画状況調査を行い、公表します。	○広報紙、市公式ホームページ等を利用し市民へ公表する。	○女性委員登用調査を各課に依頼 ○第2次古河市男女共同参画プラン令和5年度男女共同参画年次報告書にて参画状況を公表 ○広報古河9月号にて女性委員の参画状況について掲載	A	○庁内で連携して参画状況の調査及び公表を行った。 ○広報古河9月号において、男女共同参画の推進状況を掲載した。 ○市公式ホームページにおいて、令和5年度男女共同参画年次報告書を公表した。	○	○	○	人権推進課

（３）市政への男女共同参画の促進

Ⅲ－１－（３）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
市政への男女共同参画の促進と提言機会の充実	広報紙及び市公式ホームページ等により、市政に関する情報の提供を充実します。	市民が身近に情報を得られる主な媒体である、「紙媒体」「Web媒体」それぞれの特性を活用し、情報の掲載の仕方を工夫するなど、より分かりやすい情報提供に努める。	男女共同参画に関する講演等イベントの実施後の掲載や、相談会等の案内など、年12回発行した広報紙の中で周知した。 また、市民が身近に情報を得られるようLINE等のツールを用い、誰もが理解できるよう簡潔で明瞭な文言で情報発信を行った。	A	必要な情報を年齢や性別に関係なく、分かりやすい表現で適切な時期に発信できたため。	○	○	○	シティプロモーション課
	重要な計画の策定時などにおける、パブリックコメントを実施します。	○市民の意見の収集	令和6年度に策定した計画のうち、3件についてパブリックコメントを実施した。 ・古河市こども計画 KODOMO GRAND DESIGN 2025-2029（案）に関するパブリックコメント ・第4次古河市健康づくり基本計画に関するパブリックコメント ・第3次古河市男女共同参画プラン素案に関するパブリックコメント	A	提出意見は1件であったが、提言機会を提供することができた。	○	○	○	企画課
	市民による自主的かつ主体的な活動に基づく市民自治によるまちづくりの推進を目的として、市民と意見交換を行い、市民の市政への参加及び行政との協働を図ります。	○行政自治会と定期的な会議を開催し、地域と行政の双方向の意見交換を行う。 ○自治会長・行政区長を通じ、随時、地域の課題等を聞き取りし、地域との連絡調整を図る。	○窓口等において、各自治会や行政区等地域における現状や行政に対する意見などを伺い、必要に応じて関係各課へ取り次ぎ市政に活かした。	A	○窓口等において、聞き取りを行う事により、行政自治会との連携を図ることで、行政とのスムーズな連絡調整が図られた。	○	○	○	市民協働課
	市民からの意見・要望などを受付し担当部署との連絡調整を行います。	○市民からの意見・提案等について、市ホームページ・投書箱・電話などで受付けし、担当部署と連絡調整を行う。	○市民からの意見・提案等について、市ホームページ・投書箱・電話などで受付けし、速やかに担当部署と連絡調整を実施するとともに、内容を掲示板に掲載することで各課へのフィードバックを行った。	A	○担当部署との連絡調整を実施することにより、意見や提案等への速やかな対応に繋がっている。	○	○	○	市民協働課

（４）民間企業における女性の活躍推進　　Ⅲ－１－（４）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度 1	2	3	担当課
「女性活躍推進法」に基づく民間企業への働きかけ	事業所に対して「女性活躍推進法」について周知し、事業主行動計画を策定するよう啓発を行います。	○事業所へ情報の提供を行う。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している	A	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。 ○今後も継続して、情報提供を実施していく。その他、幅広い層への周知を図る。	○	○	○	人権推進課
		○国や県及び近隣自治体の動向把握 ○事業所への情報提供	○令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請における格付基準について、常勤の技術者のうち、女性又は35歳未満の若年者の人数に応じた加点項目を継続し、ＨＰ等で周知した。	A	○経営事項審査結果通知書に記載された常勤の技術者のうち、女性又は35歳未満の若年者について、1人につき5点（上限20点）を加点する。	○	○	○	契約検査課
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	市民及び企業への周知により、女性の職業生活における活躍を推進した。	○	○	○	商工観光課

計画目標２　家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

（１）　子どもの人権尊重と健やかに育つ環境づくりの促進　　Ⅲ－２－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度 1	2	3	担当課
児童虐待防止に向けた意識啓発と支援体制の整備	児童虐待防止推進月間（11月）において、古河市虐待ＤＶ対策地域協議会と共催で、児童虐待防止啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）を行います。	○市民の一人一人が、児童虐待について理解し、地域全体で子どもを守る意識をもてるようにする。	○11月「児童虐待防止強化月間」の期間中にブースを設置。ポスター掲示や啓発グッズを配布し、啓発を実施…市内5か所 ○11月に古河ケーブルテレビで、児童虐待防止に関する啓発を実施。 ○虐待ＤＶ防止講演会実施（市内幼・保、小中学校、市民対象）　参加者46名 ○茨城県要保護児童対策地域協議会等が主催する「子どもを守ろう！オレンジリボンたすきリレー2024」に協力。 ○広報こが（11月号）に、児童虐待防止を啓発する内容の記事を掲載。 ○街頭キャンペーン実施…市内店舗3か所、よかんべまつり	A	コロナ禍が落ち着き、感染対策をしながら啓発活動を通常時のように実施することができた。	○	○	○	子育て包括支援課
	児童虐待防止の充実強化及び早期発見のため、福祉事務所、民生委員・児童委員等の関係機関による児童虐待防止のためのネットワークを設置し、必要な情報の交換を行い、適切な保護を行います。	○子育てに課題がある家庭を早期に発見し、適切なサポートを行うためのそれぞれの役割を理解する。	○古河市虐待ＤＶ対策地域協議会において、会議を適宜開催し、関係機関で連携して対応した。 ・代表者会議1回 ・実務者会議4回 ・個別対応会議32回 ○各地区ごとに、主任児童委員とケース状況について情報共有	A	コロナ禍が落ち着き、感染対策をしながら通常どおり開催することができた。各会議をとおして顔の見える関係ができつつある。	○	○	○	子育て包括支援課
	筑西児童相談所等の関係機関と連携を図り、小中学校で虐待と思われる事案について迅速に対応します。	○虐待の疑いがある事案について、迷わず対応が行えるように、小中学校と対応について共通認識を持てるようにする。	○虐待防止研修会実施（市内幼・保、小中学校対象）参加者50名　※講師　筑西児童相談所職員	A	主に園長、小中学校の教頭、指導主事を対象に虐待事案についての研修会を実施できた。ケースに応じた相談技術を学ぶことができた。	○	○	○	子育て包括支援課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
子どもに関する相談支援体制の整備・充実	子育て中の親の悩みを解消するため、家庭児童相談や乳幼児健康相談の充実を図ります。	○子育て中の保護者が安心して育児ができるよう、乳幼児の健やかな発育・発達を促すための相談支援を行う。	○妊娠・子育て相談　いちごのわ 実施回数：24回、参加者数：420人(延) 継続支援が必要なケースについては、随時、地区担当保健師による訪問や電話相談を実施した。療育機関や病院等の関係機関、家庭児童相談と連携を図った。	A	子育てに悩む保護者が、気軽に相談できる場として活用されている。今後も事業の周知を図る。	○	○	○	子育て包括支援課
	スクールカウンセラー配置による相談体制や青少年電話相談事業の充実を図ります。	○電話や電子メール等を媒体とした青少年向けの相談窓口で、広く相談者の悩みや心配ごとに応じます。	青少年向けの相談に関して、フリーダイヤルや電子メール等で通年対応を図った。	A	特別青少年相談員を中心に、相談支援体制を整えている。	○	○	○	生涯学習課
		県スクールカウンセラー配置事業及び古河市スクールカウンセラー派遣事業により、全小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、相談体制の充実を図る。また、古河市教育支援センターの相談員等による電話相談、学校訪問による相談の充実を図る。	全小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣した。 古河市教育支援センターにおいて、相談員等による電話相談の充実を図った。また、相談員等が学校を訪問し、相談対応や教育支援センターの周知を行った。	A	前年度に引き続き、スクールカウンセラーの配置・派遣や、古河市教育支援センター相談員等による電話相談・学校訪問の実施により、相談体制の充実を図ることができたため。	○	○	○	指導課
ひとり親家庭等への生活及び就労支援	各種制度の情報提供と自立支援、社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭（母子・父子）への支援や給付（児童扶養手当等）を行います。	○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的に支給される児童扶養手当制度を周知する。 ○母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図るため、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格取得の促進をすることを目的に、高等職業訓練促進給付金支給事業を周知する。 ○ひとり親家庭の親及びその子の学びなおしを支援する、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を周知する。	○児童扶養手当 ・市ホームページに掲載 ・相談者へパンフレットを用い制度について説明・案内（来庁者、電話相談、メール） ○高等職業訓練促進給付金事業 ・市ホームページに掲載 ・相談者に対し制度についてチラシを用いて周知し案内（来庁者、電話相談） ・広報お知らせページに掲載 R6年度支給実績件数：18件 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・市ホームページに掲載 ・相談者にチラシを用い制度について説明・案内（来庁者、電話相談） R6年度支給実績：なし	A	相談者に対し各種制度の説明を行い案内することで、必要とする支援につなぎ適切な支給ができた。また、給付金の支給により、母子家庭の自立の促進を図るための資格取得を促し、ひとり親家庭の親に対し生活の安定を図った。引き続き、ひとり親家庭へ必要な情報提供や案内を行い適切な支給をすることで、支援を継続していく。	○	○	○	こども政策課
	ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、児童クラブ保護者負担金及び給食費の免除を実施します。	令和６年度については給食費を無償化しており、ひとり親世帯等を含めた全ての世帯に対する経済的負担の軽減を図ることができるため、翌年度以降の継続的な無償化の実施について、慎重に検討していきます。	給食費無償化となり、ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図ることができた。 令和７年度の給食費についても無償化とする。	A	理由：目標を達成できたため。 改善策：なし	－	○	○	学校給食課
		○ひとり親世帯等の経済的負担軽減を図るため、制度の周知を実施し、児童クラブ保護者負担金減免を実施します。	児童クラブ利用希望者へ「児童クラブのしおり」で制度についてお知らせ、古河市ホームページに掲載等で周知を行った。また、利用中の児童クラブを通してすべての利用者（保護者）へ制度の案内を行った。	A	対象者へ制度を案内し、適正に手続きを行った。	○	○	○	生涯学習課
公園・遊び場等の整備	子ども同士・親同士の交流の場として、子育て広場の設置、拡充を目指します。	市内に設置した子育て広場で、親子で楽しく参加できるイベントを企画、開催する。	○親子で楽しめるイベントを企画し、適切な安全対策等を講じながら子どもの遊び場を提供した。 利用者組数合計：17,852組	A	イベントの開催について、ＨＰやＳＮＳ等利用者に合わせた媒体にて周知し、適切に実施した。	○	○	○	こども政策課
	市民が利用する公園や遊び場等の公共物については、全ての人々が安全かつ快適に利用することができるようにバリアフリー化を推進していきます。	○新規開発公園の設置について、バリアフリー化について指導していく。 ○大規模公園の和式トイレの洋式化を実施する。 ○古河公方公園内の園路整備を行う。 ○遊具の保守点検を行い、必要な場合には速やかに修繕を行う。	○新規開発公園の設置は0件。 ○古河公方公園と三和設計ネーブルパークにおいてトイレ洋式化工事を実施した。 ○古河公方公園の園路の一部において舗装を実施した。 ○遊具保守点検の結果を用い劣化遊具の修繕を行った。	A	古河公方公園、三和設計ネーブルパークにおいてトイレの洋式化を32ヵ所実施した。 古河公方公園内園路の砂利道の一部で舗装整備を行った。 また遊具保守点検の結果、劣化D判定の遊具について修繕業務を行った。	－	－	○	都市計画課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
防犯体制の充実	防犯灯及び防犯カメラの設置など犯罪が起きにくい環境整備に努めるとともに、各種イベントによる防犯意識の啓発を行い、青少年健全育成対策の充実を図ります。	○防犯灯の新設・維持管理 ○防犯カメラの新設・維持管理、既存カメラの更改業務 ○広報や市公式ホームページ等を活用した市民への設置状況の周知	○小学生を対象とした防犯教室を実施するなど、犯罪に遭わないための啓発活動を実施した。 ○自治会長、行政区長から防犯灯の設置要望を受け、現地調査のうえ適切な場所に設置した。また、防犯カメラ6基を新設、７基を更新した。	A	○小学生向けの防犯教室を実施し、防犯意識の向上を図ることができた。 ○年次計画に基づき、施設整備を実施した。	○	○	○	交通防犯課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
防犯体制の充実	防犯灯及び防犯カメラの設置など犯罪が起きにくい環境整備に努めると同時に、各種イベントによる防犯意識の啓発を行い、青少年健全育成対策の充実を図ります。	○定期街頭パトロールを軸に、環境浄化活動やイベントでの啓発等を実施します。	定期街頭パトロールでの地域の見回りや声掛け、街中の青少年健全育成協力店との情報交換などを通して、住みよい環境づくりの一助となった。	A	定期の街頭パトロールがほぼ計画どおり実施されたことを評価軸とした。	○	○	○	生涯学習課
	児童・生徒の安全確保を徹底させるため、収集した不審者情報をいち早く配信し、より安全で安心な教育環境の構築を図る。	個人情報及び人権に配慮し、迅速に注意喚起を促すメールを配信して、安全で安心な教育環境の構築を図る。	状況を十分に把握し、個人情報の保護、人権に配慮した注意喚起メールを配信した。	A	正確かつ迅速に対応することができたため。	○	○	○	指導課

（２）高齢者・障がいのある人等に対する自立支援の推進　　Ⅲ－２－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
高齢者の社会参画の促進	各地域の実情に合った、三世代交流等の地域交流・地域づくりの支援を行います。	○市民からの意見・提案等について、市ホームページ・投書箱・電話などで受付けし、担当部署と連絡調整を行う。	○市民からの意見・提案等について、市ホームページ・投書箱・電話などで受付けし、速やかに担当部署と連絡調整を実施するとともに、内容を掲示板に掲載することで各課へのフィードバックを行った。	A	○担当部署との連絡調整を実施することにより、意見や提案等への速やかな対応に繋がっている。	○	○	○	市民協働課
	高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。また、シルバー人材センターの活動及び老人クラブ連合会・老人クラブに対し、団体の運営や活動を支援します。	高齢者の生きがいを高めるため、老人クラブやシルバー人材センターの団体に対する支援の充実を推進する。	高齢者の就労の機会を支援するため、シルバー人材センターに対し高齢者就業機会確保事業費補助金を交付した。 また、老人クラブ及び老人クラブ連合会へ支援金を交付し、活動を支援した。令和6年度の古河市老人クラブ連合会には、68団体が加入し、4,685人が活動している。	A	シルバー人材センターや老人クラブ連合会の活動支援が図れた。	○	○	○	高齢介護課
高齢者が安心して暮らせる環境づくり	介護保険事業の計画的な運営を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう生活基盤の整備に努め、ひとり暮らし高齢者等を対象とした福祉サービスの充実を図ります。	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ひとり暮らし高齢者等に対し、高齢者福祉サービスの充実や周知、利用者への拡充を推進する。	高齢者の外出支援、社会参加を促進する為、通院だけでなく買い物やその他の外出で利用できるタクシー運賃助成事業「ふくとく・チケット」を令和6年1月から新たな高齢者福祉サービスとして実施した。また、サービスの内容を市民の方へ広く周知した。	A	既存の通院交通費助成事業だけでなく、その他の外出でも利用できる助成事業を実施した事で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスを拡充した。	○	○	○	高齢介護課
	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を図り高齢者の生活を支える体制づくりに努めます。また、高齢者の虐待を防止し、成年後見制度の普及啓発や市民後見人を育成し、権利擁護を推進します。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センター等にて総合相談支援や認知症サポーターの養成の充実に努める。 また、成年後見制度の普及啓発等については、社会福祉協議会に設置した中核機関を通して、より制度の普及や市民後見人の育成、専門職の支援に努める。	総合相談支援を随時受付、生活に課題や悩みを抱える方の支援を実施した。 認知症サポーターの養成は27回開催（参加延人数1,376人）を行い、認知症に関する理解促進を図った。 成年後見制度普及に関しては、中核機関として協議会を開催し、専門職の交流、情報交換を行った。市民後見人の育成については、育成講座を開催し、6人養成した。	A	認知症サポーター養成講座の参加人数は、昨年実績に比べ7%減であったが、養成講座修了者へ新たなアプローチとしてステップアップ講座を実施し、「チームオレンジ」を構築できた。	○	○	○	高齢介護課
	「介護保険事業計画」に基づき、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの充実に努めます。グループホームやデイサービスについては、運営推進会議に市職員が参加し、必要な要望や助言を行います。	第９期介護保険事業計画（令和６年度～令和８年度）に基づき、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの充実に努める。また、グループホームやデイサービスについて、運営推進会議に市職員が参加し、必要な要望や助言を行う。	高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止を図る取り組みに力を入れた。介護が必要な状態になっても適正なサービスが受けられ、安心して暮らせる環境づくりを行った。 また、市内に10施設あるグループホーム及び11施設ある地域密着型通所介護事業所の運営推進会議へ市職員が出席し、必要な要望や助言を行った。	A	高齢者が、住み慣れた地域で生活しながら介護保険サービスを受けられ、安心した生活を送る環境づくりの推進を図った。	○	○	○	高齢介護課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
高齢者が安心して暮らせる環境づくり	高齢者や障がい者、末期がん患者等が住み慣れた地域で家族・友人等に囲まれた療養生活を送れるよう、ケアマネジャーや関係医療機関、介護事業所等との連携を図り、継続した在宅医療を推進します。	○「かかりつけ医」として外来診療を継続し、包括的医療を提供する。 ○通院が困難となった場合でも、訪問診療を提供し、住民が住み慣れた地域で安心して医療福祉を享受できるよう、関係機関と連携し在宅医療の充実を図る。	令和5年度患者数は9,297人で昨年と同水準であった。そのうち外来受付時間以外に発熱外来患者216人を診察。さらに187件の新型コロナワクチン接種を実施し地域の感染拡大防止に努めた。 在宅医療は月平均45件の訪問診療と往診を実施し在宅での医療推進に努めている。	A	コロナ禍においても在宅患者の個別性やニーズを重視し、ほぼ連日訪問診療を計画的に実施。在宅での療養生活に密着した医療を提供した。	○	○	○	古河福祉の森診療所
ノーマライゼーション理念に基づいた施策の推進	「障害者基本計画」に基づき、障害のある人が社会の構成員として参画し、行動できるように意識啓発に努めます。	○障がいのある人もない人も、ともに心豊かに安心して暮らせるまちの実現のために、障がいや障がいのある方に対する正しい理解を深められるような啓発活動や交流の機会の充実を図る。	○市民に障がいに関する理解を深めてもらうため、12月14日にKogaインクルーシブフェスティバル2024を古河市生涯学習センター総和「とねミドリ館」で開催した。 【実施内容】 ■スペシャルステージ・ステージ発表 ■障がいのある人の作品展示 ■ポスターコンクール表彰及び作品展示 ■自主製品販売・模擬店の出店　など	A	来場者数は約900人であり、昨年度を上回ることができた。 障がいへの理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与する機会となった。	○	○	○	障がい福祉課
障がい者（児）の社会参加支援	障がい者が安心して暮らせるバリアフリー社会を推進します。また、社会参加支援として障がいのある人に対する交通手段の確保や住宅リフォームの助成、就労支援等を行います。また、公共施設等のバリアフリーマップを周知します。	○障がい者の社会参加を促進するための事業を継続実施するとともに、事業の拡充を図る。	○新規事業として、「合理的配慮の提供支援に係る助成金交付事業」を創設。障がい者等に対する合理的配慮を提供しようとする事業所に対して助成金を交付する事業であり、５つの事業所に助成金を交付した。 ○タクシー助成や住宅リフォーム助成等を行うことにより、社会参加の促進を図った。 ○手話通訳者等の派遣、同行援護等の移動支援事業により障がい者の外出支援を実施した。 ○障がい者の社会参加の一つとして行っている障がい者スポーツ体験教室を拡充し、回数を増やして実施した。	A	新規事業の創設と既存事業の拡充を行うことができ、障がい者の社会参加に寄与する事業を充実させることができた。	○	○	○	障がい福祉課

（３）家庭生活における男女共同参画の促進　　Ⅲ－２－（３）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
性別による固定的役割分担意識の解消	様々な偏見や性別による固定的役割分担意識を改めるよう、特に男性の理解促進が必要なことを踏まえ、広報紙や市公式ホームページ、各種講座による意識改革に努めます。	○広報紙や市公式ホームページ、講座等により幅広い世代へ理解を深める。	○市ホームページ及び広報紙(広報古河９月号)にて、プラン進捗状況を掲載した。	A	○広報古河9月号において、男女共同参画の推進状況を掲載した。○市公式ホームページにおいて、令和5年度男女共同参画年次報告書を公表した。	○	○	○	人権推進課
	介護に関する相談支援、情報提供や介護する家族の負担軽減のための講座等を実施します。	総合相談を行う過程で、正しい知識の普及に努め、性別による固定的役割分担意識が解消されるように助言等を行う。 また、介護方法等の講習会や介護者の交流会を在宅介護支援センター等に委託・実施する中で、性別による役割分担意識の解消についての周知を図る。	随時実施している総合相談にて、介護する家族の性別による固定的役割分担意識が解消できるよう助言等を行い、負担軽減につながるよう支援した。 介護支援講座については、12回開催（参加延人数261人）した。	A	総合相談や介護支援講座等を通じて、介護する家族の負担軽減を図った。	○	○	○	高齢介護課
	介護に関する理解や関心を深めてもらうため、出前講座を希望する団体やグループに対し、「みんなで支える介護保険」をテーマに講座を開講し、介護保険制度全般についての情報の提供を行います。	出前講座「みんなのあんしん介護保険」により、要介護認定の流れ、保険料のしくみ、介護サービス等について分かりやすく解説し、制度に対する理解・関心が深められるよう努める。	○出前講座「みんなのあんしん介護保険」 1回実施　参加者計69人　内容：介護保険制度や介護の申請・認定方法、介護サービスの種類、保険料等、総合事業を含む介護保険全般について説明した。	A	職員が、直接市民の前で説明することにより、相手への理解を促すことができた。	○	○	○	高齢介護課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
性別による固定的役割分担意識の解消	男女を対象にした育児講座及び両親学級を開催します。	○子どもを産み育てるための家庭の中で、父親と母親の役割について考える機会を持つとともに、夫婦の絆を深め共に子育てをするという認識を高める。	○パパママクラス 実施回数：年6回、参加者数：229人（実） 定員を超える申し込みがあったため、受け入れ人数を増やして対応した。沐浴実習や父親の妊婦体験を実施した。	A	夫婦で子育てをしていくためのグループによる参加型の講話や、沐浴実習・妊婦体験は、アンケート結果からも好評である。男女共同での育児参加への意識向上に繋がっていると考える。	○	○	○	子育て包括支援課
	市民を対象とした、性別による固定的役割分担意識の解消につながる講演会等を検討します。	○市民及び職員を対象とした、多様性を含めた尊重しあえる社会を目指すための講演会を実施します。	8/2市職員・教職員・PTA・人権関係団体を対象とした人権教育講演会を実施した。（テーマは性的マイノリティ） 11月の人権について考える会では小中学生の作文発表を行った。中には、性の多様性をテーマとした作文発表があった。	A	LGBTQに関する学生の研究発表や作文発表を聞き、性別による固定的役割分担意識の解消につながる意識改革や改めて人権について考える機会を提供できた。	○	○	○	生涯学習課
	性別による固定的役割分担意識の解消を促進し、男性が家事等を行うきっかけの場を提供し、意識啓発を行います。	○公民館講座「まなびピアこが」での、男性でも参加できる家事等生活全般の役割を担う料理講座等の周知 ○「広報古河」での、男性向け短期・単発講座の周知	R6前期講座で2件、Ｒ６後期講座で１件、男性向けの講座開設を行うことができた。 　ホームページにおいて、「まなびピアこが」について周知を行った。	A	中央公民館・つつみ公民館・コスモスプラザなど様々な施設で実施できたので、今後も地域に偏りがなく男性向け講座を実施したい	○	○	○	社会教育施設課

（４）地域・社会活動への男女共同参画の促進　　Ⅲ－２－（４）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
男女が共に参画する地域活動の促進	地域住民が主体的にコミュニティ活動を展開できるよう、地域活動を活発に行う団体に対し、組織の育成と支援を行います。	○コミュニティ活動を展開している団体に対し助成金を交付し、活発な活動を地域住民誰もが参加できるよう推進する。	○様々なコミュニティ活動の活性化のため、地域づくり活動支援事業補助金、コミュニティ活動助成金を交付した。	A	○コミュニティ活動を推進するための財政支援を適切に行った。今後も引き続き、活動できるよう支援していく。	○	○	○	市民協働課
	地域コミュニティ活動を行うＮＰＯやボランティア団体等の自主性を損なうことなく、地域課題解決に向けた団体の活動が行えるよう、相談などの支援を行います。	○市民活動支援センターの利用拡大を図り、ＮＰＯやボランティア団体の育成と支援を推進する。	○各支援センター内に利用団体が情報交換し、連携できるよう、各コミュニティ発行の広報紙を配置した。 ○利用対象団体を行政自治会や地区コミュニティ団体及び市内に拠点をおき市内で活動する市民活動団体とし、利用促進を図った。	A	○各コミュニティ発行の広報紙を更新し、情報の交換が図られた。	○	○	○	市民協働課
	青色防犯パトロール活動の支援など、地域ぐるみの防犯活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。	○青色防犯パトロール活動の支援 ○防犯教室開催の支援 ○市民団体による防犯活動の推進	○ｾｰﾌﾃｨ・ﾏｲﾀｳﾝ・ﾁｰﾑ等、関係団体参画による防犯ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ実施やニセ電話詐欺注意の啓発や呼びかけを継続して実施した。 ○地域防犯団体による防犯教室の開催、青色防犯パトロール活動等の支援を実施し、市民の防犯意識の醸成を図った。 ○警察と連携して、青色防犯パトロール講習会を実施した。	A	○年金支給月におけるニセ電話詐欺防止キャンペーンの実施、秋の各種イベントで各地区における啓発活動を行った。 ○関係団体の事業計画に基づき、防犯教室・パトロール活動を行った。	○	○	○	交通防犯課
	社会福祉協議会、民生委員児童委員連合協議会、更生保護女性会等に対して、活動支援を行います。	○各団体それぞれが年間の事業計画どおりに活動できるよう、支援・協力を行います。	各団体に対する補助金の交付、ほか事業実施に必要な連絡調整および支援を行った。	A	各団体に対し、補助金交付規則等に基づき、補助金を交付したほか、事務局として、各団体が事業計画どおり活動するために必要な支援を行うことができた。	○	○	○	福祉推進課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
女性リーダー養成事業の推進	女性が社会参画をするための人材の育成に向けて、男女共同参画に関する国・県等の専門研究機関等における研修や講演会への市民参加を促進します。	○各庁舎へ講演会等の案内チラシを設置する。	○各庁舎へチラシ設置の依頼 ○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）会員へ情報提供 ○9/28（土）に「男女共同参画の視点による防災研修」を開催し、263名の参加があり、多様な視点を取り入れた防災についての理解を深める場の提供を行った。 ○男女共同参画セミナーを2回開催し、延べ41名の参加があった。 （1）「蔵人(くらびと)に学ぶ！日本酒＆麹（こうじ）の多彩な世界」 ～古河で唯一の酒蔵を見学しよう～ 日時：令和７年１月25日（土）10：30～11：45 場所：青木酒造株式会社 （2）「生活に彩りを！ネイルの基礎知識を学ぼう」 日時：令和７年２月16日（日）10：30～11：45 場所：ココガオフィス２階多目的ルーム	A	○参加促進のため各庁舎へチラシを設置したり、関係者へ参加を呼びかけた。 ○研修やイベントに参加することで今後の男女共同参画事業の参考とする。また、市の事業において推進会議委員と市民ネットワーク会員が協働で行うとしていることから、委員と会員の交流と研修を兼ねることができた。	○	○	○	人権推進課
	地域活動を支援するため、地域リーダーの育成や組織の充実を図ります。	○新型コロナウイルス感染症の動向を見極めつつ対策を講じながら、研修会を実施し、コミュニティの関心を高めコミュニティ意識の啓発と人材育成に努める。	○既存の地区コミュニティ団体への財政的支援を行い、研修会も開催することが出来た。	A	今後も引き続き、活動できるよう支援していく。	○	○	○	市民協働課
消費者活動への男女共同参画の促進	消費者生活相談を適切かつ迅速に対応するため、消費生活相談員の育成を図るなど、消費生活センターの充実に努めます。	○相談員の積極的な研修参加を支援	○新しい情報や、法改正などに対応するため、国民生活センター主催や民間団体主催等の研修に積極的に参加できるよう支援をした。	A	消費生活相談員の研修参加を支援することにより、最新の消費者生活行政への対応・市民対応の向上に寄与した。	○	○	○	商工観光課
	消費者団体を育成・支援し、消費者保護の啓発を図るとともに、市民生活に関わる多様な内容と問題提起などの消費生活展を開催します。	○消費者キャンペーンとして、パンフレット、グッズ配布による市民への周知 ○消費生活展や勉強会の開催	○消費者月間及び高齢者月間のキャンペーンとして、5月と9月にパンフレット、グッズを配架（市内公共施設５ヶ所）した。また若者月間のキャンペーンとして1月の二十歳のつどいにもパンフレット、グッズを配布し市民への周知をおこなった。 ○消費生活展や勉強会を実施した。	A	消費者キャンペーンを積極的に展開することにより、市民への問題提起が図れた。	○	○	○	商工観光課

（５）　生涯を通じた女性の健康支援

Ⅲ－２－（５）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
リプロダクティブ・ヘルス／ライツや女性保護に関する施策の推進	女性特有の健康問題に対応するため、検診や健康教育・相談を行います。	○女性特有のがん（子宮･乳）検診の実施と、受診率向上のため託児や休日の検診を実施する。また、今年度新たに（子宮･乳）集団の同時検診を実施する。 健康教育・相談にて正しい知識の普及啓発を行う。	○子宮頸がん検診受診者数：5,610人 乳がん検診受診者数：6,994人 子宮・乳がん集団同時検診：全3回 ○託児　全10回、16人利用 ○相談 精密検査未受診者へ電話や通知で受診勧奨や健康相談を実施。 ・子宮頸がん検診：27人 ・乳がん検診：23人 ○健康教育 子宮頸がん（集団）検診：1,250人 乳がん（集団）検診：800人	A	託児や同時検診を実施し、子宮がん検診は前年比1.0%増、乳がん検診は4.2%増となった。 がんの早期発見・早期治療に繋げるため、今後も検診や精密検査受診の重要性を周知し、受診しやすい環境の整備に努めていく。	○	○	○	健康づくり課
	思春期や妊娠から産後の時期における女性の体や心の変化について、情報提供や相談支援を行います。	○思春期に、性と生殖に関して自分の将来を考えることで、自分自身を大切にした行動を促す。また、望まない妊娠の予防を図り、乳幼児虐待を防止する。 ○妊娠から産後において、不安や悩みを相談できる窓口であることを伝えていく。	○市内中学校10校のうち、希望があった8校に「いのちの教育」の講話を実施。講話の中で、赤ちゃん人形や胎児モデルを使用し、妊娠から出産時期の女性の身体の変化や心の変化について伝えた。また、自分自身と相手を守るため、人との距離感についての内容を追加した。 ○講話の希望がなかった学校の中には、独自に講師を依頼し実施している学校もあった。	A	講話内容を見直しし、生徒全数が赤ちゃん人形の抱っこ体験ができるように工夫した。 また、事後アンケートでは、8校全ての学校で講話の内容について「いまの内容でよい」と肯定的な回答であった。今後も正しい性知識の普及といのちの大切さを考える機会を提供のため講話を継続していきたい。	○	○	○	子育て包括支援課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
不妊治療に関する支援、相談体制の充実	不妊に悩む男女を支援するため、不妊治療に関する情報提供や保険適用外の治療費の一部を助成します。また、不育症の保険適用外の検査・治療費の一部を助成します。	○不妊治療の保険適用外の検査及び治療を受けた夫婦に対し、不妊治療助成金を交付することで、経済的負担の軽減を図る。また、治療に取り組むきっかけづくりとする。 ○不育症の保険適用外の検査及び治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図る。	○不妊治療費助成件数　85件 ○不育症治療費助成件数　8件 近隣医療機関へのチラシ配布、市ホームページや公式LINEへの掲載、子育て支援アプリ「こがすく」掲載など、複数の手段を使って周知した。	A	不妊治療費については、令和6年度から保険適用外の治療と検査に対して助成を行っている。先進医療など保険適用外となる項目も多く、基本的な不妊治療が保険適用となった現在でも支援のニーズがあると考えられる。	○	○	○	子育て包括支援課
小児救急医療体制の充実	救急指定医療機関や小児救急医療体制における近隣市町との連携を図り情報提供をします。	○小児救急医療体制について、近隣市町と連携し、小児科医を持つ近隣病院と輪番制を実施する。市ホームページや毎月の広報で市民に周知する。	○小児救急医療輪番制 ・受診者数：1,994人 ・市ホームページ及び毎月の広報で市民へ周知を実施。	A	受診者数/年はR5(2,718人)に比べ724人減となった。 引き続き、近隣市町（広域）との連携を図り、毎月の広報においても輪番制について周知を実施していく。	○	○	○	健康づくり課
母子に対する医療サービスの充実	妊婦・産婦・乳児健康診査および新生児聴覚検査に係る費用の助成を行います。	○妊産婦健康診査と新生児聴覚検査を実施し、健康管理に関する意識を高め、妊産婦の経済的負担の軽減を図る。 ○乳児健康診査を実施し、乳児の成長発達状況や異常の早期発見に繋げ、保護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。	○妊婦健康診査受診票の交付（1～17回分） 交付件数　12,686件（延） ○産婦健康診査受診票の交付 交付件数　1,526件（延） ○乳児健康診査受診票の交付 交付件数　1,136件（延） ○新生児聴覚検査受診票の交付 交付件数　774件 妊娠届出時に対象者と面談し、母子に対する医療サービスの説明を行い、適切に利用できるよう周知した。 ○妊娠届出時の面接数　724件（延）	A	妊娠届出時に妊産婦健康診査や新生児聴覚検査、乳児健康診査等の医療サービスの説明を行い、多くの方が適切なサービスの利用に繋がるよう貢献できている。また、健診費用の公費負担により、経済的負担を軽減し、安心して出産を迎えられるよう支援している。里帰り先での受診にも償還払いの対応で、多くの方の精神的・経済的な負担の軽減に寄与していると考えられる。	○	○	○	子育て包括支援課
高齢者への健康支援	各種教室の実施やボランティア等の活動支援を行うことにより、参加者だけでなくボランティア等自身の健康増進・生きがいとなることで、高齢者の介護予防・健康増進を図り元気な地域づくりを目指します。	○介護予防に資するボランティアの育成・支援を実施し、ボランティア等自身の健康増進・介護予防を推進する。	○介護予防サポーターの活動支援を実施した。 ①定例会6回、②ステップアップ講座4回、③市の介護予防事業への協力86回、協力サポーター延人数312人 ○シルバーリハビリ体操指導士の会への活動支援を実施した。 ①シルバーリハビリ体操教室活動実績649回、参加指導士延人数3,084人、②周知活動2回、参加指導士延人数36人	A	介護予防サポーター及びシルバーリハビリ体操指導士の活動支援を実施し、ボランティア自身の健康増進。介護予防を推進することができた。	○	○	○	高齢介護課

（６）防災分野における女性参画の拡大と災害時における市民への配慮　　Ⅲ－２－（６）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
防災分野における女性参画の拡大促進	自治会や行政区、自主防災組織が行う防災訓練等において、女性の意見を聞く場を広げていきます。	○出前講座や地域防災勉強会などの防災啓発を行う際に、女性からの発言の場を広げていく。	○地域防災勉強会への参加者の多くは自治会行政区の役員等関係者が多数を占めており、女性の参加者は少数ではあった。出前講座では参加者に女性が多く見受けられた。	B	○能登半島地震など災害の発生という要因があり、防災への関心が高まると共に発災時における女性視点の重要性への理解が進んだ。関心を途絶させないために災害啓発に取り組む。	○	－	○	消防防災課
男女のニーズの違いを踏まえた災害時における支援体制の促進	地域への情報提供・情報収集を迅速かつ的確に行い、女性の意見を取り入れるなど、災害時のニーズに対し円滑な支援体制を促進します。	○避難所対応職員を、男女バランスよく配置し、災害時に女性のニーズも聞き取れる体制を構築する。	○一部避難所において対応職員の男性過多の配置があった。	B	○前年度に比較して避難所対応職員の女性の比率が低減した。男女のバランスよい配置を行い女性の意見が取り入れられる体制を作る。	○	○	×	消防防災課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
男女のニーズの違いを踏まえた災害時における支援体制の促進	地域への情報提供・情報収集を迅速かつ的確に行い、女性の意見を取り入れるなど、災害時のニーズに対し円滑な支援体制を促進します。	○災害時等緊急時に自治組織へ情報提供・情報収集等を迅速かつ的確に行うために緊急連絡網の整備する。	○地区別に緊急連絡網等を整備し、災害等緊急時に自治組織への情報提供・情報収集の備えが出来た。 ○地区長、自治会長、行政区長あてに防災・防犯メール登録依頼を行った。	A	○緊急連絡網や防災・防犯メールをさらに活用できるよう検討する。	○	○	○	市民協働課

計画目標３　国際社会への参画促進

（１）国際的協調の推進　　Ⅲ－３－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
国際的協調の推進	男女共同参画に関する世界の取り組み状況の情報収集を行い、提供します。	○広報紙、市公式ホームページ等により情報を提供する。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼している ○工業会(アドレス登録企業13社)へ随時情報提供している	A	○各庁舎へのチラシ設置やメールアドレス登録企業へ随時情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。 ○今後も継続して、情報提供を実施していく。その他、幅広い層への周知を図る。	○	○	○	人権推進課

（２）外国人が暮らしやすい環境づくり　　Ⅲ－３－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
市内在住外国人への相談体制等の充実	在住外国人に対して行うボランティア講師による日本語教室の開催及び外国人が地域社会で暮らしていく中で、日常生活における行政情報等の提供や心配事・困り事の相談・支援業務を実施します。	○国際交流に関する情報の普及	外国人アットホームin古河で在住外国人の相談を行っている。令和6年度は55件の相談があり、多い相談内容は、日本語教室及び学用品についての問い合わせであった。 ○日本語教室の開催 ・古河会場　昼29回、夜26回 ・総和会場　夜24回 ・三和会場　夜31回 ・オンライン　11回	A	多種多様な相談について対応している。庁内各課からの翻訳依頼への対応や、ランドセル等の学用品貸与の支援を実施している。	○	○	○	企画課
	日本語指導を要する児童・生徒に対する相談体制等の充実を図ります。	日本語指導を要する児童生徒支援事業により、日本語指導員・日本語指導サポーターを派遣し、日本語指導を要する児童生徒への教育相談や日本語及び教科学習等の指導体制の充実を図る。	日本語指導員・日本語指導サポーターの派遣により、日本語指導を要する児童生徒への教育相談や日本語及び教科学習等の指導体制の充実を図ることができ、高校進学意欲も高まった。	A	日本語指導を要する児童生徒への教育相談や日本語の指導及び教科学習等の支援を行うことで学校生活へ適応を図ることができ、進路決定の一役になったため。	○	○	○	指導課
外国語による公共表示等の推進及び情報の提供	外国人向けの生活ガイドブックの作成の検討及び内容の見直し・修正を実施します。	○古河市国際交流協会会員、市民及び在住外国人の交流促進	行政文書翻訳作業及び、国際交流協力イベントへの参加を行っている。5庁舎及び保育所等へ自動翻訳機ポケトークを配置している。5庁舎へテレビ電話通訳サービスを導入している。	A	5言語(英・タガログ・中国・ベトナム・シンハラ)で外国人関連の行政情報を提供している。今後、ニーズに合わせた必要な言語の追加に向け、外国人支援サポーターの募集を市広報紙等で行っていく。	○	○	○	企画課
	外国語による公共表示等の整備をします。	庁舎の利用・案内について外国語表示の新設及び改良を検討する。	○庁内各課に対し、外国語表示の必要性につき調査を実施した。既に表示・設置済みのもので改善の必要がないものについては、継続して使用することとしている。	A	外国語表示の必要性につき調査を継続し、表示の新設・改善を行うことにより、利便性の向上を図っている。	○	○	○	財産活用課
	外国語表記のごみ分別表（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タイ語・ベトナム語）を作成し、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めます。	外国語対応のごみ分別表による啓発を図るとともに、市内に暮らす外国人が分別に困ったり、地域トラブルにならないよう、地元の状況や要望に応じた外国語の掲示物作成や訪問等の個別対応を行う。	行政自治会等の要望に応じてごみ集積所に掲示する外国語版のごみ分別一覧表等を作成し配付した。その他、近隣住民から相談があった場合、外国籍の住民宅を訪問してごみの出し方等についての説明を行った。	A	概ね目標を達成できたため。	○	○	○	環境課

（３）国際理解と国際交流の推進　　Ⅲ－３－（３）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
国際理解と国際交流の推進	国際友好交流都市との交流や在住外国人との交流会の開催を支援します。	○国際感覚あふれる人材の育成	古河市国際交流協会主催のウィンターフェスティバル開催を支援した。	A	国際理解と国際交流の推進に向けた事業を実施できた。	○	○	○	企画課
	小中学校において、外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用した英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図ります。	全小中学校において、外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用した英語教育や充実した国際理解教育を実施するよう指導する。	児童生徒は、ＡＬＴと一緒に学習することを通して、英語の音声やリズム、海外の文化に親しんだ。発達段階に応じて、クリスマスやハロウィン等の文化や行事に関連する歌を歌ったり、説明を聞き取ったりした。	A	授業及びイングリッシュキャンプ等で効果的にＡＬＴを活用し、英語教育及び国際理解教育の充実ための取組を、全小中学校で実施することができたため。	○	○	○	指導課
国際化に対応できる人材の育成	茨城県国際交流協会が主催する日本語ボランティア講師養成講座の開催を支援します。	○国際感覚あふれる人材の育成	日本語ボランティア講師養成講座（オンライン）開催情報を市国際交流協会の会員へ周知した。 ※令和6年度から養成講座開催方法が教室型からオンラインへ変更となった。	A	国際化に対応できる人材の育成を支援できた。	○	○	○	企画課
	外国語通訳・翻訳ボランティア、災害時ボランティア登録制度を検討します。	○在住外国人の支援及び国際化に対応できる地域の人材育成	外国人支援サポーターとして5名が活動しており、英語、タガログ語など5言語に関する通訳、翻訳を行っている。	A	外国人支援業務の中で、年に1回連絡会を開催し、事例紹介を行うなどサポーターのレベルアップを図っている。 また、一元的相談窓口の連携強化や対応の質向上に資するため、外国人相談窓口連絡会（東京出入国在留管理局）に登録し、オンラインにて定期的に参加している。	○	○	○	企画課

（４）国際平和・地球環境保全への貢献　　Ⅲ－３－（４）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
国際平和・地球環境保全への貢献	非核平和推進に関する事業として、原爆写真等のパネル展を開催します。また、小中学校から非核平和ポスター及び作文の募集を行い、表彰・展示を行います。併せて優秀作品は文集に製本し、啓発活動に活用します。	パネル展及び非核平和ポスター・作文展を開催し、一人でも多くの市民に戦争の無益さ、悲惨さ、平和の尊さ等について考える機会を持ってもらい核兵器廃絶や平和思想の普及を図る。	○パネル展 7/31～8/2 ショッピングセンターあかやまJOY 1階　中央広場　3日間 8/19～8/26 三和図書館エントランス　8日間 ○ポスター・作文展 1/14～1/20 三和図書館エントランス　7日間 1/21～1/27 ショッピングセンターあかやまJOY 1階　中央広場　7日間	A	パネル展やポスター・作文展とも、有孔石膏ボードを使用した展示からイーゼルを同時に使用した展示に変更し、視線にメリハリをつけるよう展示方法を改善した。 また、より多くの市民に見ていただくために、商業施設での展示および古河市公式LINEやHP、市役所３庁舎にチラシを設置し広報を行った。	－	○	○	総務課
	「古河市地球温暖化対策実行計画」により、温室効果ガスを削減するための緑のカーテンの普及やノーマイカーウィークの実施、新エネルギー導入に関する取り組みを実践し、地球温暖化対策の推進を図ります。	緑のカーテンについては、一部種類を変更して実施する予定である。 また、ノーマイカーウィークについては、国の方針を受けてエコドライブの推進として、取組みを行う。 新エネルギー導入については、公共施設の長寿命化工事などに併せて実施を図る。	緑のカーテンについては、無料配布した苗の種類を一部変更し、より広い参加を促した。 また、エコドライブについては１１月イントラ掲示板で職員向けの啓発を行った。	A	概ね目標に掲げた業務を実施できたため。	○	○	○	環境課
	水質浄化への意識啓発のため、茨城県下水道促進週間コンクール、全国「下水道いろいろコンクール」に参加します。	○古河市内の全小中学校（32校）に下水道促進週間コンクール、下水道いろいろコンクールへの参加を促し、下水道に対する理解を深め、その普及と十分な活用をする。	古河市内の全小中学校(32校)が参加。参加作品数は全部門合わせて2,570作品となった。 (内訳)絵画・ポスター：566点 書道：1,854点　作文：17点 標語：　133点　新聞：0点	A	応募が多数であり、水質浄化への意識啓発への取り組みは浸透している。今後も下水道に対する理解を深める活動を推進していく。	○	○	○	下水道課
	水道水の大切さへの理解を深めてもらうための取り組みとして、浄水場のしくみについて、小学生を対象に見学会を実施します。	日常生活に欠かせない水道水について、浄水場施設の見学により「水道水の大切さ」の認識を深めてもらう。	浄水場施設の情報発信として施設の見学対応を行った。 ・小学校20校（古河、野木） ・日産プリンス栃木販売OB会 ・野木町区長会 ・古河保健所（筑波大医学生） ・古河保健所（新人保健師、医師） ・野木町特別職管理職（2回） （進捗率100%）	A	小学校以外にも任意団体、関連機関への見学を実施した。	○	○	○	水道課

基本目標Ⅳ　男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

計画目標１　市民による推進体制の整備

（１）市民ネットワークの推進と活動支援　　Ⅳ－１－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
市民ネットワークの活動支援	「男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）」の活動を市民や事業所に周知し、協力会員を募り、男女共同参画社会推進体制の裾野を広げていきます。	○まちなか啓発活動や古河市男女共同参画週間啓発活動を実施し市民へ周知する。 ○事業所や団体等へ協力を募る。	○まちなか啓発活動の取り組みとして、お祭り会場（ド・マンナカ祭り、さんさんまつり、よかんべまつり）において啓発品の配布を行った。 また、来場者に作品募集「男女の詩」の二次選考の投票を依頼した。 ○古河市男女共同参画週間にJR古河駅、市内店舗(カスミ・ウエルシア)にて啓発活動を行ったほか、市内公共施設5か所にて啓発用品とのぼり旗を設置して啓発活動を実施した。	A	古河駅、市内店舗、お祭り会場における啓発活動を通じ、ゆめこらぼの活動や男女共同参画について広く周知することができた。	○	○	○	人権推進課
	「男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）」が自立して活動を行えるよう支援します。また、会員相互及び他自治体活動団体との情報交換を行います。	○自立的に活動が行える団体となるよう支援を行う。 ○男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）総会において、会員相互の情報交換を行う。	○総会、役員会の開催 ○市が開催する事業のほか、国・県や関係機関が開催する研修等を積極的に案内した。	A	今後も会員との意見交換を通じた事業の検討や、市の開催事業、国・県等の事業について積極的に案内・周知する。	○	○	○	人権推進課
男女共同参画活動拠点の整備	男女共同参画情報拠点として、男女共同参画センター等の設置及び運営に向け、関係機関と連携し取り組みます。	○他自治体との情報交換を行う。 ○他自治体の事例について情報収集を図る。	○県西ブロック男女共同参画研究会において勉強会・情報交換を行い、他市町村の取組等について把握に努めた。	A	○近隣の市町村担当者と男女共同参画施策について意見交換を行うことで、自治体施策の参考とすることができた。	○	○	○	人権推進課

（２）団体、地域組織等の活動における男女共同参画の視点への配慮　　Ⅳ－１－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
男女共同参画の視点に立った活動の促進	団体・地域組織等に対し、誰もが参加できる組織環境への理解を促進するため、出前講座や啓発活動を実施します。	○出前講座や団体等へ啓発活動を行う。	○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）会員へ情報提供 ○9/28（土）に「男女共同参画の視点による防災研修」を開催し、263名の参加があり、多様な視点を取り入れた防災についての理解を深める場の提供を行った。 ○男女共同参画セミナーを2回開催し、延べ41名の参加があった。 ○上辺見小学校、社会福祉法人芳香会、諸川小学校に出前講座を行い男女共同参画及びダイバーシティに関する意識啓発の機会とした。	A	○参加促進のため各庁舎へチラシを設置したり、関係者へ参加を呼びかけた。 ○研修やイベントに参加することで今後の男女共同参画事業の参考とする。また、市の事業において推進会議委員と市民ネットワーク会員が協働で行うとしていることから、委員と会員の交流と研修を兼ねることができた。	○	○	○	人権推進課
		○研修会等を実施することにより、誰もが地域活動に参加できる組織環境へ意識の啓発と人材育成に努める。	○意識啓発・人材育成に関し、研修会を開催することができた。	A	○研修会により、地域活動への意識啓発を行うことができた。今後も引き続き、事業実施を検討していく。	○	○	○	市民協働課

計画目標２　市役所内推進体制の充実

（１）計画の進行管理　　Ⅳ－２－（１）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
全庁的な推進体制と進行管理	古河市男女共同参画庁内連絡会議のもと、全庁的に施策の推進に務め、「第２次古河市男女共同参画プラン」を着実に進めます。また、毎年度、ＰＤＣＡサイクルに基づき、古河市男女共同参画推進会議からの市民視点での提言を受け、施策や事業の見直しを行います。	○古河市男女共同参画推進会議からの提言を各課の実施事業へ効果的に反映させる。	○古河市男女共同参画推進会議から第２次男女共同参画プランの推進状況に関する意見書の提出を受け、実施事業に提言内容を反映するよう各課へ周知依頼した。 ○男女共同参画推進会議及び庁内連絡会議において、「令和6年古河市男女共同参画に関する意識調査」の結果をはじめ、庁内ワーキングチームを含む各部署からの意見を元に第３次プランの策定に向け審議した。	A	○意見書の内容を庁内イントラネットを活用し掲示板に掲載することで、職員向けに広く周知し、施策や事業の見直しを図った。	○	○	○	人権推進課
古河市職員ワークライフバランス推進計画の進行管理	職員一人ひとりが「古河市職員ワークライフバランス推進計画」の重要性を理解し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組むよう進行管理を行います。	○「古河市職員ワークライフバランス推進計画」に基づき、職員の育児休業、休暇等の制度周知を行うほか、休暇取得がしやすい職場環境づくりに努める。	○推進計画に基づき、毎週水曜日・金曜日のノー残業デーの徹底や適切な組織及び人員配置を実施し、長時間労働の是正等に取り組んだ。 　また、年次有給休暇の取得促進や男性職員に対しても育児に関する休業・休職制度の説明など、休暇取得しやすい職場環境を目指し、仕事と家庭生活の両立支援に関する取組みを行ってきた。	A	「古河市職員ワークライフバランス推進委員会」を年2回開催し、取組の進捗管理を行っている。	○	○	○	職員課
事業評価の市民等への公表	男女共同参画推進事業の評価について年次報告書を作成し、広報紙や市公式ホームページ等で公表します。	○広報紙、市公式ホームページ等により公表する。	○市ホームページ及び広報紙(広報古河９月号)にて、プラン進捗状況を掲載した。	A	○広報古河9月号において、男女共同参画の推進状況を掲載した。 ○市公式ホームページにおいて、令和5年度男女共同参画年次報告書を公表した。	○	○	○	人権推進課

（２）職員の人材育成・職域の拡大・多様な働き方　　Ⅳ－２－（２）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度			担当課
						1	2	3	
女性職員の外部研修団体への積極的派遣	外部研修団体（自治大学校・市町村アカデミー・県自治研修所等）に女性職員を派遣し、その資質と能力向上を図ります。	○参加希望者を募るとともに職員課からの働きかけにより研修受講者を指定し、積極的に女性職員を研修に派遣して、資質と能力向上を図る。	○参加希望のあった海外研修（欧州）に女性職員の派遣を行った。 また、県自治研修所で行われた「キャリアデザイン講座」に職員の派遣を行った。	A	県自治研修所の各種研修や民間研修機関の研修へ女性職員を積極的に派遣した。	○	○	○	職員課
職域にこだわらない人材の配置	性別にかかわらず、適性や能力に応じた人材配置を行います。	○女性管理職の積極的な登用を目指し、昇任試験の受験を後押しできるような職場環境づくりに努める。	○令和６年度における管理職に占める女性職員の割合は25.7%であり、前年度（25.4%）比プラス0.3ポイントとなった。	A	前年度に比べ女性管理職の割合が上昇した。目標値は30%であるため今後より積極的な女性管理職の登用に向けた取組みを検討していく必要がある。	○	○	○	職員課
職員の多様な働き方の促進	時差出勤の導入やテレワーク等の多様な働き方について実施状況を検討し、働きやすい職場を目指します。	○今年度も引き続き、時差出勤制度を実施する。	○公務の都合によるもので、事前に通常の勤務時間外で予定されている会議や説明会などにおいて時差出勤を実施した。 また、公務の都合によらない、本人の希望や家族の看護・介護等に合わせた時差出勤が可能となる制度改正について検討してきた。	A	職員の健康に配慮するとともに、現行の時差出勤制度の見直しを行い、全ての職員が働きやすい職場づくりを目指していく。	○	○	○	職員課

（３）男女共同参画に関する意識啓発　　Ⅳ－２－（３）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度 1	2	3	担当課
職員の意識啓発のための研修や情報の提供	男女共同参画に対する理解と意識改革のため、職員に対して研修を行います。また、庁内イントラネットを利用した情報提供を行います。	○研修や庁内イントラネットを活用し情報を提供する。	○新規採用職員に男女共同参画に関する研修を行い、業務や生活のうえで男女共同参画社会について考える機会とした。 ○10/29（火）に、職員課と共催でワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、職員の意識啓発のきっかけとした。 ○庁内イントラネットを活用し、市が実施する作品募集や、国・県の男女共同参画月間に関する情報のほか、市職員向け情報を発信した。	A	○ワーク・ライフ・バランスをテーマとした研修を行い、仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発を行った。○庁内イントラだけでなく市のホームページも積極的に活用し、応募作品の二次選考にアンケート機能を活用した入賞作品や、意識調査の結果等についても広く公表した。	○	○	○	人権推進課
		○パワハラ、セクハラ等を含めたコンプライアンス研修を実施する。	○新規採用職員に対して、前期研修の中で、コンプライアンスとハラスメント研修を行った。また、管理職研修でハラスメント研修を実施した。	A	管理職向けにパワーハラスメントを中心とした研修を実施した。	○	○	○	職員課
	性別による固定的役割分担意識を是正するため、男性の育児休業・看護休暇取得の促進に努めます。	○育児休業、育児参加休暇等について、出生に係る事務手続きの際に対象者へ説明するほか、子を出生した男性職員の所属長へ連絡し、対象者に休業・休暇取得を促すよう説明する。また、各種研修の際に説明を行い制度周知に努める。	○女性の育児休業のほか、子供が生まれた男性にも育児参加休暇の説明を実施した。 また、育児休業や育児参加休暇の取得を希望する職員からの相談に対応した。	A	育児休業中はテレワークシステムを活用し、庁内情報を取得できる環境整備に取組んだ。男性職員からの相談には制度内容の説明等、きめ細やかな対応を行ってきた。	○	○	○	職員課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度 1	2	3	担当課
職員の意識啓発のための研修や情報の提供	職員の健康管理と働き方の見直しのため、ノー残業デーを促進します。また、ストレスに対し職員自身の気づきを促すため、予防の観点から、非常勤等の職員を含めたストレスチェックを実施し、ストレスが高い状態の場合は医師による面接指導を行います。	○毎週水曜日と金曜日のノー残業デーを実施する。 ○全職員を対象にストレスチェックを実施する。	○職員の健康管理と働き方の見直しのため、毎週水曜日、金曜日にノー残業デーを実施した。 ○全ての正職員、会計年度任用職員を対象にストレスチェックを実施した。また、高ストレス者には面接指導の勧奨を実施した。	A	実施目標通り職員の健康管理等のため、ノー残業デーの徹底・周知を実施した。 ストレスチェックの結果の活用として、所属長へ集団分析結果の説明会を実施した。	○	○	○	職員課
	職員に対し、研修等を実施し、ハラスメントに対する意識啓発を図ります。また、相談体制を整備します。	○ハラスメント防止の指針を周知するとともに、指針に基づき相談に対応する。	○庁内イントラのアンケート機能を利用してハラスメントアンケートを実施した。 ○ハラスメント防止の指針に基づく相談体制を整備した。	A	ハラスメントアンケートにより実態把握に努め、被害職員のケアや聞取りを行った。 パワハラの加害者となりやすい管理職についてハラスメント研修を実施した。	○	○	○	職員課

（４）国・県等との連携　　Ⅳ－２－（４）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	男女共同参画配慮度 1	2	3	担当課
国・県・他自治体・ＮＰＯ等との連携	国・県・県西ブロック男女共同参画研究会・関係機関等との連携を図り、広く男女共同参画に関する情報収集及び活用を行います。	○国や県、関係機関等からの情報収集を行い実施事業の参考とする。	○県や他の自治体、関係機関等主催の研修や講座へ積極的に参加し情報収集を行った。 ○県西ブロック男女共同参画研究会に参加し、周辺市町村と情報交換・意見交換を行った。	A	○国・県・関係機関等が開催する研修等に参加し、事業の参考とした。	○	○	○	人権推進課

実施計画指標項目

基本目標	計画目標	指標項目	現状値 ※第2次古河市男女共同参画プラン後期実施計画より	令和４年度	令和５年度	令和６年度	目標値 （令和６年）	担当課
Ⅰ　互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立	１　男女共同参画・ダイバーシティの視点に立った社会制度・慣行の見直し	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	70.4% （令和2年度意識調査）	70.4% （令和2年度意識調査）	76.4% （令和5年度意識調査）	76.4% （令和5年度意識調査）	80%	人権推進課
		家庭生活において男女の地位が平等であると考える市民の割合	36.4% （令和2年度意識調査）	36.4% （令和2年度意識調査）	30.3% （令和5年度意識調査）	30.3% （令和5年度意識調査）	45%	人権推進課
		町内会や自治会等において男女の地位が平等であると考える市民の割合	32.4% （令和2年度意識調査）	32.4% （令和2年度意識調査）	27.0% （令和5年度意識調査）	27.0% （令和5年度意識調査）	40%	人権推進課
		社会通念や慣習において男女の地位が平等であると考える市民の割合	22.1% （令和2年度意識調査）	22.1% （令和2年度意識調査）	16.7% （令和5年度意識調査）	16.7% （令和5年度意識調査）	35%	人権推進課
	２　男女共同参画を推進する教育と学習の充実	父親の家庭教育イベント等への参加（人）	新規	60人	68人	47人	80人	生涯学習課
		「理科に関心がある」と回答した児童の割合	85.2% （理科に関するアンケート 令和3年2月実施）	86.1%	84.4%	85.50%	87%	指導課
	３　ハラスメント等の暴力の根絶のための施策の推進	新規ＤＶ相談件数	46件	40件	36件	40件	根絶を目指す	子育て包括支援課
		これまでに配偶者や交際相手から身体的暴力を受けたことがある市民の割合	17.7% （令和2年度意識調査）	17.7% （令和2年度意識調査）	14.1% （令和3年度意識調査）	14.1% （令和3年度意識調査）	根絶を目指す	人権推進課
Ⅱ　いきいきと働ける社会環境の整備	１　雇用の場における男女平等の実現	職場において男女の地位が平等であると考える市民の割合	29.7% （令和2年度意識調査）	29.7% （令和2年度意識調査）	32.0% （令和5年度意識調査）	32.0% （令和5年度意識調査）	35%	人権推進課
	２　地方創生と多様な働き方を可能にする環境の整備	農業家族経営協定締結戸数	126戸	126戸	126戸	123戸	140戸	農政課
		待機児童の解消	6人 （令和2年10月1日現在）	0人	0人	0人	0人	保育課
	３　働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	休日保育実施保育所数	2カ所	1カ所	1カ所	2カ所	2カ所	保育課
		子育て支援拠点の設置数	9カ所	9カ所	9カ所	10カ所	9カ所	こども政策課
		事業所における男性の育児休業取得率	新規	－	23.5% （令和5年度意識調査）	23.5% （令和5年度意識調査）	9%	人権推進課
		介護支援講座の開催回数及び参加人数	0回	8回 160人	12回 221人	12回 261人	12回 240人	高齢介護課
	４　女性のエンパワーメントの促進	女性人材バンク登録人数	8人	11人	11人	11人	15人	人権推進課
		創業支援セミナー等における女性の参加人数	8人	9人	11人	5人	10人	商工観光課

実施計画指標項目

基本目標	計画目標	指標項目	現状値 ※第2次古河市男女共同参画プラン後期実施計画より	令和４年度	令和５年度	令和６年度	目標値 （令和６年）	担当課
Ⅲ　あらゆる分野における男女共同参画の推進	１　政策・方針決定の場への女性参画の拡大	各種審議会・委員会等における女性委員の占める割合	24.4%	28.20%	28.36%	30.50%	35%	人権推進課
		女性委員不在の審議会・委員会の数	1	2	2	3	0	人権推進課
		市民公募を行っている審議会・委員会の数	8	7	7	6	10	人権推進課
	２　家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	男性を対象とした料理教室等の生活講座数	0講座 （開催無し）	0講座 （開催無し）	0講座 （開催無し）	3講座	3講座	社会教育施設課
		妊婦健康診査受診率（14回分平均）	81.8%	（第1回）96.5% （第2～14回）80.2%	（第1回）98.2% （第2～14回）76.3%	（第1回）97.1% （第2～14回）75.8%	（第1回）100% （第2～14回）80%	子育て包括支援課
		避難所担当職員における女性職員の割合	新規	41%	42%	39%	40%	消防防災課
		自治会長、行政区長に占める女性の割合	5.4%	6%	5%	4%	6%	市民協働課
		消防団員に占める女性の人数	8人	9人	8人	8人	15人	消防防災課
	３　国際社会への参画促進	日本語教室の新規申込み者数	0人	48人	50人	80人	140人	企画課
		行政情報の提供・行政手続案内の多言語対応	8カ国語	14カ国語	83カ国語（言語）	83カ国語（言語）	9カ国語	企画課
		ごみ分別表の外国語表記数を増やす	5カ国語	6カ国語	7カ国語	7カ国語	6カ国語	環境課
Ⅳ　男女共同参画社会実現のための推進体制の充実	１　市民による推進体制の整備	男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）登録団体・個人数	団体27 個人16	団体25 個人12	団体24 個人13	団体24 個人11	団体30 個人20	人権推進課
		地区コミュニティ団体数	19団体	20団体	20団体	19団体	20団体	市民協働課
		男女共同参画出前講座	0講座	1講座	2講座	3講座	3講座	人権推進課
	２　市役所内推進体制の充実	市役所の管理職員のうち女性職員の割合	21%	25.1%	25.4% (53/209)	25.7%(54/210)	30%	職員課
		市役所の男性職員の育児休業取得率	0%	11.1%	33.3% (4/12)	61.9%(13/21)	30%	職員課
		市役所の男性職員の看護休暇取得率	38.6% (17/44)	45.6% (31/68)	50.6% (41/81)	71.3%(67/94)	45%	職員課